

令和7年度政策評価書

令和7年8月
防衛省

【目 次】

【事業評価】 事前の評価

No	分類	事業名	ページ	担当部局等
1	新規研究開発 (装備品等の研究開発のうち総事業費が10億円以上)	次期戦闘機と連携する無人機の研究	1～5	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (次期戦闘機担当)
2		UAV連携型AI駆動オフロードUGVの研究	6～10	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
3		次期潜水艦(VLS搭載型)のトータルシップ最適化設計に関する研究	11～15	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
4		マルチエージェント技術を用いたUAV制御の研究	16～20	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
5		装備システム用サイバー侵入対処技術の研究	21～25	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
6		護衛艦電源・推進システムのエネルギー統合化の研究	26～30	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
7		将来衛星技術の宇宙空間での技術実証に関する研究	31～36	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
8		移動通信基盤構成装置の開発	37～41	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (宇宙・地上装備担当)
9	租税特別措置等	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	42～67	防衛省地方協力局 地域社会協力総括課
10	規制	電気事業法施行令の一部を改正する政令案	68～70	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (艦船担当)

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部
 事業監理官（次期戦闘機担当）
 評価実施時期：令和7年8月

事業名	次期戦闘機と連携する無人機の研究	政策体系上の位置付け
		無人アセット防衛能力 防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 周辺国の航空戦力に対する数的劣勢を克服するため、次期戦闘機と連携して各種戦闘を可能とする無人機（以下「連携無人機」という。）を研究するものである。 令和8年度については、連携無人機の研究開発の初期段階に必要な連携無人機の構想設計に着手する。ただし、技術的リスクの低減及びコスト負担の低減などの観点から、海外との共同研究・開発の可能性も模索しており、今後諸外国との協議の状況を踏まえることとする。 ○ 総事業費（予定） 海外との共同研究・開発の可能性や、より良い既製品の動向を踏まえつつ、幅広い可能性を探索しながら事業を推進するため、総事業費は一意に決定できないほか、諸外国と交渉を行う上での条件ともなり得る事項であるため、構想設計等の結果を踏まえて明確にする。なお、令和8年度予算として、連携無人機の構想設計に必要な経費約4.9億円を要求する。 ○ 実施期間 本事業は、次期戦闘機の量産初号機配備に合わせ令和17年の装備化を目指す。令和8年度から令和10年度までは構想設計を実施する。 ○ 達成すべき目標 <ul style="list-style-type: none"> ア 無人機システムのインテグレーション技術 これまでの連携無人機の関連研究で得られた技術を活用し、戦闘機と連携して運用可能な無人機システムへのインテグレーション技術を確立する。 イ 高度な自律化技術 次期戦闘機と連携して任務を遂行するにあたって、連携無人機は、次期戦闘機とネットワークで接続して運用する必要があることから、次期戦闘機の操縦士のワークロード局限のため高度に自律的な状況認知及び行動判断を可能とする技術を確立する。 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 次期戦闘機と連携する無人機には、人的損耗及び消耗を局限し、かつ航空防衛力を質・量の両面で向上させ相手の無人機による非対称な損耗を被ることを防止し、人的戦力の保全を図ることが期待される。本事業では、次期戦闘機と連携する無人機の実現を目指して研究を実施し、部隊への早期装備化に繋げる必要がある。 ○ 効率性 試作品の製造前の段階において、モデルを用いて各種設計の検証を実施することで、製造試験の後段で顕在化し得るリスクを未然に防止する。これにより、事業を着実に推進でき、結果として経費や期間の抑制が期待される。また、技術的リスクの低減及びコスト負担の低減を目的として国際協力を視野に共同研究・開発の可能性を模索するとともに、低コスト化及び取得期間の短縮化が期待される民生分野の先端技術について、積極的な活用を図る。 ○ 有効性 次期戦闘機と連携させて運用することにより、数的劣勢を克服するとともに、有人機にとって被撃墜のリスクが許容範囲を超える状況、あるいは、人間の生理的限界により有人機では実施困難な状況において、人的損耗を局限し、空自の継戦能力を向上させる。 	

	<p>○ 費用及び効果</p> <p>モデルを用いた検証等を実施することによって、顕在化し得るリスクを未然に防止でき、事業を着実に推進でき、結果として経費の抑制が期待される。また、技術的リスクの低減及びコスト負担の低減を目的として国際協力を視野に共同研究・開発の可能性を模索するとともに、低コスト化及び取得期間の短縮化が期待される民生分野の先端技術について、積極的な活用を図る。</p>
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、試作等により検証し、検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された無人アセット防衛能力及び防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>
有識者意見	<p>本事業の必要性等について異論はない。</p>
政策等への反映の方向性	<p>総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。</p>

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部
事業監理官（次期戦闘機担当）
評価実施時期：令和7年8月

- 1 事業名
次期戦闘機と連携する無人機の研究
- 2 政策体系上の位置付け
 - (1) 施策名：無人アセット防衛能力、防衛技術基盤の強化
 - (2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 3 無人アセット防衛能力 無人アセットは、有人装備と比べて、比較的安価であることが多く、人的損耗を局限し、長期連続運用ができるといった大きな利点がある。（中略）さらに、A I等を用いて複数の無人アセットを同時制御する能力等を強化する。（略） VII いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 （略）政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。（略）
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 3 無人アセット防衛能力 （略）加えて、有人機と無人機（U A V）の連携を強化するとともに、複数の無人アセットを同時に運用する能力の強化を図る。 III 自衛隊の体制等 4 航空自衛隊 （2）基幹部隊の見直し等 イ （略）次期戦闘機の共同開発を推進する。この際、戦闘機そのものに加え、無人機（U A V）等を含むシステムについても、国際協力を視野に開発に取り組む。 IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 （5）次期戦闘機に関する取組 （略）次期戦闘機等の有人機と連携する戦闘支援無人機（U A V）についても研究開発を推進する。（略）

- 3 事業の概要等
 - (1) 事業の概要
 周辺国の航空戦力に対する数的劣勢を克服するため、次期戦闘機と連携して各種戦闘を可能とする無人機（以下「連携無人機」という。）を研究するものである。
 令和8年度については、連携無人機の研究開発の初期段階に必要な連携無人機の構想設計に着手する。ただし、技術的リスクの低減及びコスト負担の低減などの観点から、海外との共同研究・開発の可能性も模索しており、今後諸外国との協議の状況を踏まえることとする。
 - (2) 総事業費（予定）
 海外との共同研究・開発の可能性や、より良い既製品の動向を踏まえつつ、幅広い可能性を探索しながら事業を推進するため、総事業費は一意に決定できないほか、諸外国と交渉を行う上での条件ともなり得る事項であるため、構想設計等の結果を踏まえて明確にする。
 なお、令和8年度予算として、連携無人機の構想設計に必要な経費約49億円を要求する。

(3) 実施期間

本事業は、次期戦闘機の量産初号機配備に合わせ令和17年の装備化を目指す。令和8年度から令和10年度までは構想設計を実施する。

年度	令和8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施内容	← 構想設計 →			以降の事業計画は、構想設計の成果等により明確にする						

研究実施線表

(4) 達成すべき目標

ア 無人機システムのインテグレーション技術

これまでの連携無人機の関連研究で得られた技術を活用し、戦闘機と連携して運用可能な無人機システムへのインテグレーション技術を確立する。

イ 高度な自律化技術

次期戦闘機と連携して任務を遂行するにあたって、連携無人機は、次期戦闘機とネットワークで接続して運用する必要があることから、次期戦闘機の操縦士のワークロード局限のため高度に自律的な状況認知及び行動判断を可能とする技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 次期戦闘機と連携する無人機には、人的損耗及び消耗を局限し、かつ航空防衛力を質・量の両面で向上させ相手の無人機による非対称な損耗を被ることを防止し、人的戦力の保全を図ることが期待される。本事業では、次期戦闘機と連携する無人機の実現を目指して研究を実施し、部隊への早期装備化に繋げる必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 令和17年の装備化を目指すにあたり、航空機に係る過去の装備品開発の経験からは、実際の実現には長期間を要するケースが多いことから、令和8年度からの研究着手は不可欠である。また、連携無人機の分野における技術の進展は急速であることに加え、将来的に国際共同研究・開発へ移行し、協議する可能性を踏まえて我が国の技術力の獲得が必要である。したがって、令和8年度における研究の着手は、技術的・戦略的観点から必要がある。
	◆代替手段との比較検討状況 現時点で、次期戦闘機と連携可能な類似の無人装備品は諸外国にも存在せず、現有の無人装備品についても、次期戦闘機との連携を実現できる改良や改善の見通しが立たず、所要の機能・性能を満たせないため、新たな研究開発が不可欠である。
効率性	試作品の製造前の段階において、モデルを用いて各種設計の検証を実施することで、製造試験の後段で顕在化し得るリスクを未然に防止する。これにより、事業を着実に推進でき、結果として経費や期間の抑制が期待される。また、技術的リスクの低減及びコスト負担の低減を目的として国際協力を視野に共同研究・開発の可能性を模索するとともに、低コスト化及び取得期間の短縮化が期待される民生分野の先端技術について、積極的な活用を図る。

有効性	次期戦闘機と連携させて運用することにより、数的劣勢を克服するとともに、有人機にとって被撃墜のリスクが許容範囲を超える状況、あるいは、人間の生理的限界により有人機では実施困難な状況において、人的損耗を局限し、空白の継戦能力を向上させる。
費用及び効果	モデルを用いた検証等を実施することによって、顕在化し得るリスクを未然に防止でき、事業を着実に推進でき、結果として経費の抑制が期待される。また、技術的リスクの低減及びコスト負担の低減を目的として国際協力を視野に共同研究・開発の可能性を模索するとともに、低コスト化及び取得期間の短縮化が期待される民生分野の先端技術について、積極的な活用を図る。

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、試作等により検証し、検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された無人アセット防衛能力及び防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

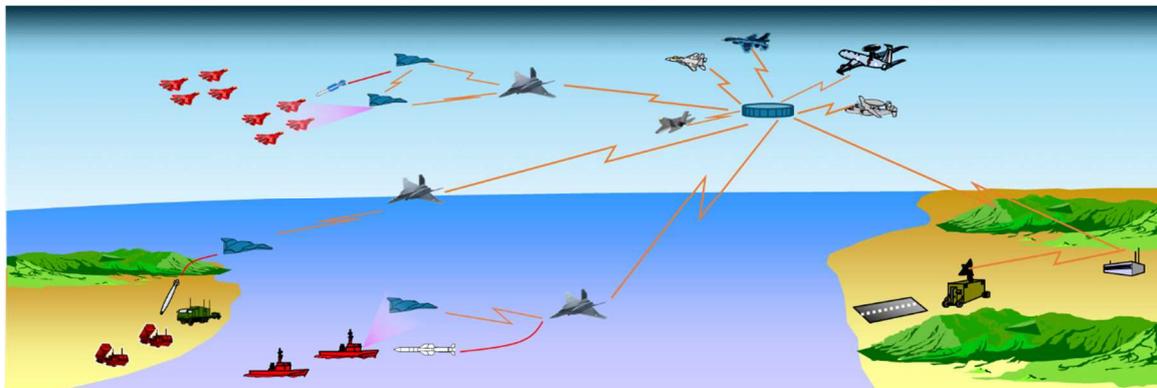
本事業の必要性等について異論はない。

8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和8年度概算要求額：約49億円（後年度負担額を含む。）

9 その他の参考情報



令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

事業名	UAV（※1）連携型AI（※2）駆動オフロードUGV（※3）の研究 ※1 UAV（Unmanned Aerial Vehicle）：無人航空機 ※2 AI（Artificial Intelligence）：人工知能 ※3 UGV（Unmanned Ground Vehicle）：無人地上車両	政策体系上の位置付け
		無人アセット防衛能力
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 スタートアップ企業の民生技術等も活用して、UGVとUAVとの協調等について研究を行うことで、広大な領域で物資輸送、偵察、攻撃支援等を実施可能な無人機技術を確立する。 ○ 総事業費（予定） 約87億円（研究総経費） ○ 実施期間 令和8年度から令和12年度まで研究を実施し、その成果を獲得する。 ○ 達成すべき目標 ア 長距離・長時間自律走行技術 イ UGV・UAV協調運用技術の確立 ウ エッジAI化技術の確立 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 陸上自衛隊の省力・省人化のため、UGV・UAVの活用が期待されている。特に少人数で複数のUGVを操縦する等による大幅な省人化が求められており、UGVの自律性向上、UGV同士の協調、UAVも活用した任務の迅速化が必要である。そのため、UGVを長時間安定稼働させる技術、UAVとの連携による任務迅速化技術、AIの軽量化によって処理負荷を軽減する技術を速やかに確立する必要がある。 ○ 効率性 経費の抑制を図るとともに、スタートアップ企業の民生先進技術等の活用等を通じて安価かつ適用範囲が広いUGV技術を育成することで、以降のUGV装備品について、開発事業のリスク低減及び期間短縮、機能の高度化、省人化並びに価格低減に繋げることができる。 ○ 有効性 UGVのオフロード走行技術、UGVとUAVの協調技術及びエッジAI化技術を獲得し、陸上自衛隊における任務リスク低減に寄与する。また、海外の防衛分野、特に米国陸軍の豊富な開発経験や試験評価ノウハウについても導入を追求し、運用での有効性が高い技術の獲得を目指す。 ○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。 また、本事業の成果は、以降のUGV装備品における開発事業のリスク低減及び期間短縮、機能の高度化、並びに価格低減に繋げることができる。 	
総合的評価	本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、仮作及び試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での無人アセット防衛能力優越の確保を図ることができ、その結果、自衛隊の能力強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。 以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された無人アセット防衛能力に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。	

有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

1 事業名

UAV (※1) 連携型AI (※2) 駆動オフロードUGV (※3) の研究

- ※1 UAV (Unmanned Aerial Vehicle) : 無人航空機
- ※2 AI (Artificial Intelligence) : 人工知能
- ※3 UGV (Unmanned Ground Vehicle) : 無人地上車両

2 政策体系上の位置付け

(1) 施策名：無人アセット防衛能力

(2) 関係する計画等

名称 (年月日)	記載内容 (抜粋)
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 3 無人アセット防衛能力 （略）今後、おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦い方を更に具体化し、我が国の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。（略）
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 3 無人アセット防衛能力 （略）無人車両（UGV）と無人機（UAV）を効果的に組み合わせることにより、駐屯地・基地等や重要施設の警備及び防護体制の効率化を図る。

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

スタートアップ企業の民生技術等も活用して、UGVとUAVとの協調等について研究を行うことで、広大な領域で物資輸送、偵察、攻撃支援等を実施可能な無人機技術を確立する。

(2) 総事業費（予定）

約87億円（研究総経費）

(3) 実施期間

令和8年度から令和12年度まで研究を実施し、その成果を獲得する。

年度	令和8	9	10	11	12
実施内容	← 本事業 →				

実施線表

(4) 達成すべき目標

ア 長距離・長時間自律走行技術

UGVの計算負荷の軽量化、環境変化に対するロバスト化等により、長距離・長時間の自律走行を実現する技術を確立する。

イ UGV・UAV協調運用技術の確立

UAVがUGVから自動離発着し、相互に協調する技術を確立する。

ウ エッジAI化技術の確立

自律走行において使用するAI技術について、性能を維持しながら高速化・省電力化等を実

現し、大型計算機を使用できないUGVに搭載する技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

- (1) 事前事業評価時における把握手法
本事業に当たっては、概算要求のための省内検討・調整をもって評価を行い、政策効果の把握を実施した。
- (2) 事後事業評価時における把握手法
本事業に当たっては、委託した民間企業による成果報告会及び成果報告書により実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	<p>◆当該事業を行う必要性 陸上自衛隊の省力・省人化のため、UGV・UAVの活用が期待されている。特に少人数で複数のUGVを操縦する等による大幅な省人化が求められており、UGVの自律性向上、UGV同士の協調、UAVも活用した任務の迅速化が必要である。そのため、UGVを長時間安定稼働させる技術、UAVとの連携による任務迅速化技術、AIの軽量化によって処理負荷を軽減する技術を速やかに確立する必要がある。</p> <p>◆当該年度から実施する必要性 本事業の成果はUGVの自律化及び連携に関する汎用的な技術である。大きさや用途の異なるあらゆるUGV事業に反映が可能であり、陸上自衛隊の省力・省人化が急務であることから、令和8年度に早急に事業に取り組む必要がある。</p> <p>◆代替手段との比較検討状況 民生の自動運転技術は舗装路かつ事前の高精度地図情報及びGNSS(※4)情報が前提であり、直接導入には適さない。諸外国軍の研究事例において、UAVと協調可能で、後続の開発事業も見据えた改修自由度を直ちに担保できるUGVは存在しない。</p> <p>※4 GNSS (Global Navigation Satellite System) : 全球測位衛星システム</p>
効率性	<p>経費の抑制を図るとともに、スタートアップ企業の民生先進技術等の活用等を通じて安価かつ適用範囲が広いUGV技術を育成することで、以降のUGV装備品について、開発事業のリスク低減及び期間短縮、機能の高度化、省人化並びに価格低減に繋げることができる。</p>
有効性	<p>UGVのオフロード走行技術、UGVとUAVの協調技術及びエッジAI化技術を獲得し、陸上自衛隊における任務リスク低減に寄与する。また、海外の防衛分野、特に米国陸軍の豊富な開発経験や試験評価ノウハウについても導入を追求し、運用での有効性が高い技術の獲得を目指す。</p>
費用及び効果	<p>本事業の実施にあたっては、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。また、本事業の成果は、以降のUGV装備品における開発事業のリスク低減及び期間短縮、機能の高度化、並びに価格低減に繋げることができる。</p>

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、仮作及び試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での無人アセット防衛能力優越の確保を図ることができ、その結果、自衛隊の能力強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された無人アセット防衛能力に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

本事業の必要性等について異論はない。

- 8 政策等への反映の方向性
総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
令和8年度概算要求額：約45億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報
運用構想図



令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

事業名	次期潜水艦（VLS搭載型）のトータルシップ最適化設計に関する研究	政策体系上の位置付け
		スタンド・オフ防衛能力 防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 VLS（※1）搭載潜水艦の創製に向けて令和7年度から実施する「水中発射型垂直発射装置の研究試作」の成果を含む各種装備品等を、潜水艦という限られたサイズの中に組み入れた上で被探知防止性能及び運動性能を考慮したVLS搭載潜水艦の設計検討（トータルシップ検討）を実施するもの。 ※1 VLS Vertical Launch System 垂直ミサイル発射システム ○ 総事業費（予定） 約39億円（研究総経費） ○ 実施期間 令和8年度から令和11年度まで研究委託を実施し、その成果を獲得する。 ○ 達成すべき目標 ア 被探知防止性能低下局限技術の獲得 イ 運動性能低下局限技術の獲得 ウ ミサイル発射時の潜水艦姿勢維持技術の獲得 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 令和4年12月に閣議決定された防衛力整備計画においてスタンド・オフ防衛能力の強化として、発射プラットフォームの更なる多様化及び水中優勢獲得のため、VLS搭載潜水艦の取得を目指し開発することが明記された。潜水艦という限られたサイズの中にVLSを組み入れた上で海上自衛隊のニーズに合致した被探知防止性能及び運動性能を有するVLS搭載潜水艦の創製に向けて、VLS搭載潜水艦のトータルシップ最適化について研究する必要がある。 ○ 効率性 水中発射型垂直発射装置の研究等の成果を踏まえ、VLS搭載潜水艦の設計検討を行いつつ、さらにその結果を基に艦艇装備研究所で研究試作した「潜水艦コンセプト評価シミュレータ」（※2）を活用して運動性能等のシミュレーションを実施することにより効率化を図る。 ※2 潜水艦のバーチャルモデルを構築し、様々な運用環境下において潜水艦全体の能力評価を行うシミュレータ ○ 有効性 本技術を適用することで、VLSという大型装備品を潜水艦という限られたサイズの中に組み入れた上で被探知防止性能及び運動性能を有するトータルバランスに優れたVLS搭載潜水艦を設計することができる。 ○ 費用及び効果 机上検討及びシミュレーション環境上で、条件を変更して試験を行うことで費用の抑制を図る。本事業により得られた技術を適用することで、トータルシップ性能に優れたVLS搭載潜水艦の設計を行うことができ、効果は高いと見込まれる。 	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、仮作及び試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、スタンド・オフ防衛能力及び技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国のスタンド・オフ防衛能力及び技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載されたスタンド・オフ防衛能力及び防衛技術基盤の強化に資する研究であ</p>	

	り、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

1 事業名
次期潜水艦（VLS搭載型）のトータルシップ最適化設計に関する研究

2 政策体系上の位置付け
(1) 施策名：スタンド・オフ防衛能力
防衛技術基盤の強化

(2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	<p>IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力</p> <p>1 スタンド・オフ防衛能力 （略）各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛行や極超音速飛行といった多様かつ迎撃困難な能力を強化する。（中略）地上発射型及び艦艇発射型を含めスタンド・オフ・ミサイルの運用可能な能力を強化する。（略）</p> <p>VII いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤</p> <p>2 防衛技術基盤の強化 （略）政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。（略）</p>
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	<p>II 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>1 スタンド・オフ防衛能力 （略）発射プラットフォームの更なる多様化のための研究・開発を進めるとともに、スタンド・オフ・ミサイルの運用能力向上を目的として、潜水艦に搭載可能な垂直ミサイル発射システム（VLS）（略）を整備する。</p> <p>III 自衛隊の体制等</p> <p>3 海上自衛隊 （2）基幹部隊の見直し等 力（略）水中優勢獲得のための能力強化として、潜水艦（SS）に垂直ミサイル発射システム（VLS）を搭載し、スタンド・オフ・ミサイルを搭載可能とする垂直発射型ミサイル搭載潜水艦の取得を目指し開発する。</p> <p>IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤</p> <p>2 防衛技術基盤の強化 （1）スタンド・オフ防衛機能 （略）イ 高い隠密性を有して行動できる潜水艦から発射可能な潜水艦発射型スタンド・オフ防衛能力の構築を進める。</p>

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

VLS（※1）搭載潜水艦の創製に向けて令和7年度から実施する「水中発射型垂直発射装置の研究試作」の成果を含む各種装備品等を、潜水艦という限られたサイズの中に組み入れた上で被探知防止性能及び運動性能を考慮したVLS搭載潜水艦の設計検討（トータルシップ検討）を実施するもの。

※1 VLS Vertical Launch System 垂直ミサイル発射システム

(2) 総事業費（予定）
約39億円（研究総経費）

(3) 実施期間
令和8年度から令和11年度まで研究委託を実施し、その成果を獲得する。

年度	令和8	9	10	11
実施内容	← 本事業 →			

実施線表

(4) 達成すべき目標

ア 被探知防止性能低下局限技術の獲得

V L Sを搭載する潜水艦は、従来潜水艦に対して長さ方向が大きくなることに伴い被探知性能の低下が想定される中、搭載装備品等の高密度ぎ装の検討により当該性能低下の局限を図るための技術を獲得する。

イ 運動性能低下局限技術の獲得

V L Sを搭載する潜水艦は、従来潜水艦に対して運動性能の低下が想定される中、主電動機の高電圧化等の検討により当該性能低下の局限を図るための技術を獲得する。

ウ ミサイル発射時の潜水艦姿勢維持技術の獲得

垂直ミサイル発射直後、迅速に次の行動へ遷移できるようにするため、注排水量の制御等の検討により潜水艦姿勢変動の局限を図るための技術を獲得する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、概算要求のための省内検討・調整をもって評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、委託した民間企業による成果報告会及び成果報告書により実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 令和4年12月に閣議決定された防衛力整備計画においてスタンド・オフ防衛能力の強化として、発射プラットフォームの更なる多様化及び水中優勢獲得のため、V L S搭載潜水艦の取得を目指し開発することが明記された。 V L Sという大型装備品を潜水艦という限られたサイズの中に組み入れた上で被探知防止性能及び運動性能を有するV L S搭載潜水艦の創製に向けて、V L S搭載潜水艦のトータルシッ最適化について研究する必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 発射プラットフォームの更なる多様化のための研究・開発を進めるとともに、スタンド・オフ・ミサイルの運用能力向上を目的として、潜水艦に搭載可能なV L Sを開発・整備する必要がある、V L S搭載潜水艦を建造する必要がある。また、おおむね10年後までに早期かつ遠方で進行を阻止・排除できるように防衛力を強化する必要があるため、令和8年度に着手が必要である。
	◆代替手段との比較検討状況 諸外国において、V L S搭載潜水艦は存在するものの秘匿性が高く導入は極めて困難であり、他方国内においてはV L S搭載潜水艦の実績はなく、かつV L S搭載潜水艦に係る技術は存在しないことから代替はない。
効率性	水中発射型垂直発射装置の研究等の成果を踏まえ、V L S搭載潜水艦の設計検討を行いつつ、さらにその結果を基に艦艇装備研究所で研究試作した「潜水艦コンセプト評価シミュレータ」(※2)を活用して運動性能等のシミュレーションを実施することにより効率化を図る。 ※2 潜水艦のバーチャルモデルを構築し、様々な運用環境下において潜水艦全体の能力評価を行うシミュレータ
有効性	本技術を適用することで、V L Sという大型装備品を潜水艦という限られたサイズの中に組み入れた上で被探知防止性能及び運動性能を有するトータルバラン

	スに優れたVLS搭載潜水艦を設計することができる。
費用及び効果	机上検討及びシミュレーション環境上で、条件を変更して試験を行うことで費用の抑制を図る。本事業により得られた技術を適用することで、トータルシップ性能に優れたVLS搭載潜水艦の設計を行うことができ、効果は高いと見込まれる。

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、仮作及び試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、スタンド・オフ防衛能力及び技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国のスタンド・オフ防衛能力及び技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載されたスタンド・オフ防衛能力及び防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

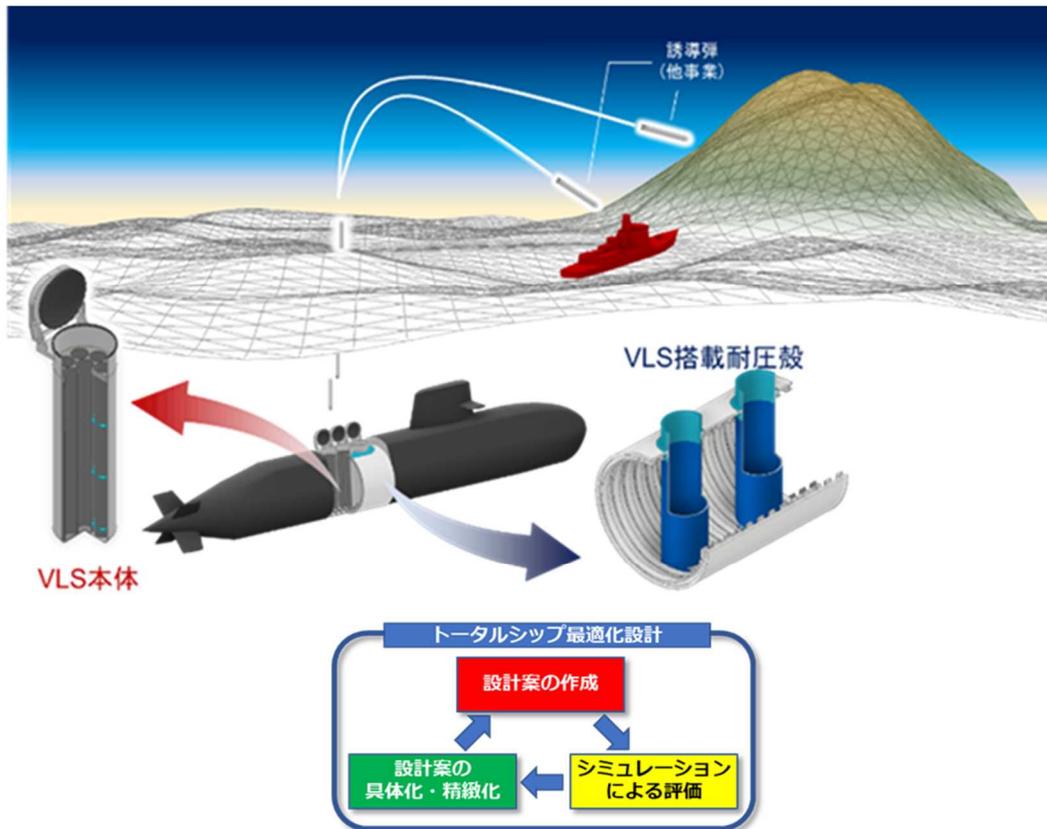
本事業の必要性等について異論はない。

8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
 令和8年度概算要求額：約39億円（後年度負担額を含む。）

9 その他の参考情報

運用構想図



令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

事業名	マルチエージェント技術を用いたUAV(※1)制御の研究 ※1 UAV: Unmanned Aerial Vehicle 無人航空機	政策体系上の位置付け
		無人アセット防衛能力
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 島嶼周辺の海上、隣接島嶼及び島嶼内の遠方において、舟艇、軽装甲車両等を捜索・識別し、迅速に撃破する小型攻撃用UAVの能力向上を図り、将来戦に対応するために、複数のUAVを効果的に運用が可能なマルチエージェント技術(※2)を確立する。 ※2 マルチエージェント技術 群としての目標の達成に向けて、独立した意思決定能力を持つ個別のソフトウェアまたはハードウェア(エージェント)を組織的に協調させて大域的な機能を実現させる技術 ○ 総事業費(予定) 約25億円(研究試作総経費) ○ 実施期間 令和8年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和10年度から令和11年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する。(所内試験のための試験研究費は別途計上する。) ○ 達成すべき目標 ア メッシュネットワーク技術の確立 イ マルチエージェント技術 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 小型攻撃用UAVは、島嶼防衛において、洋上の舟艇等、隣接島嶼及び展開島嶼上の軽装甲車両等を撃破するために必要である。一方で対UAV能力が飛躍的に向上していることから、残存性及び攻撃効果向上のため複数機を効果的に運用する必要がある。このため、機体間通信が可能なメッシュネットワーク技術及び移動目標への対処が可能なマルチエージェント技術に関して早急に研究する必要がある。 ○ 効率性 これまでの先行研究で得られた技術を活用することで、システム設計及び関連試験等に関わる経費を抑制することが可能である。 ○ 有効性 本研究により、ハードウェアの改善によらずソフトウェアによる運用の効率化及び省人化を果たすもので新しい任務、新しい戦い方への対応が容易となり、戦闘環境の変化や技術の進展等に対しても複数UAVの効果的な運用が可能であることから常に有効性が確保可能であると見込まれる。 ○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、先行研究の成果を活用し、経費の抑制に努める。 本研究により、複数のUAVを1名で操作可能となるため、運用の効率化及び省人化に大きく寄与することができる。 	
総合的評価	本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、運用実証型研究として部隊に早期配備して運用の検証を行う。これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での無人アセット防衛能力優越の確保を図ることができ、その結果、自衛隊の能力強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。 以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載され	

	た無人アセット防衛能力に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

1 事業名

マルチエージェント技術を用いたUAV（※1）制御の研究

※1 UAV：Unmanned Aerial Vehicle 無人航空機

2 政策体系上の位置付け

(1) 施策名：無人アセット防衛能力

(2) 関係する計画等

名称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 3 無人アセット防衛能力 （略）今後、おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦い方を更に具体化し、我が国の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。（略）
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 3 無人アセット防衛能力 （略）用途に応じた様々な情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT（※2））用無人アセットを整備する。 ※2 ISRT：Intelligence, Surveillance Reconnaissance and Targeting

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

島嶼周辺の海上、隣接島嶼及び島嶼内の遠方において、舟艇、軽装甲車両等を捜索・識別し、迅速に撃破する小型攻撃用UAVの能力向上を図り、将来戦に対応するために、複数のUAVを効果的に運用が可能なマルチエージェント技術（※3）を確立する。

※3 マルチエージェント技術

群としての目標の達成に向けて、独立した意思決定能力を持つ個別のソフトウェアまたはハードウェア（エージェント）を組織的に協調させて大域的な機能を実現させる技術

(2) 総事業費（予定）

約25億円（研究試作総経費）

(3) 実施期間

令和8年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和10年度から令和11年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する。（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）

年度	令和8	9	10	11
実施内容	←	本事業（研究試作）	→	← 所内試験 →

実施線表

(4) 達成すべき目標

ア メッシュネットワーク技術の確立

地上局システムと機体及び複数機体間の通信ネットワークを構築し必要な情報の授受を可能とする技術を確立する。

イ マルチエージェント技術

複数機が自律的に協調した攻撃方式（同時又は時間差）、障害回避、FPV（※4）操縦による複数機の操作、攻撃目標抽出等を行う技術を確立する。

※4 FPV：First Person View 一人称視点

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	<p>◆当該事業を行う必要性</p> <p>小型攻撃用UAVは、島嶼防衛において、洋上の舟艇等、隣接島嶼及び展開島嶼上の軽装甲車両等を撃破するために必要である。一方で対UAV能力が飛躍的に向上していることから、残存性及び攻撃効果向上のため複数機を効果的に運用する必要がある。このため、機体間通信が可能なメッシュネットワーク技術及び移動目標への対処が可能なマルチエージェント技術に関して早急に研究する必要がある。</p>
	<p>◆当該年度から実施する必要性</p> <p>ロシアによるウクライナ侵略に見られるように、比較的安価なUAVによる攻撃が戦闘様相を一変させることが明確になっている。国家防衛戦略、防衛力整備計画においては、令和9年度までに無人機の早期装備化、さらに令和14年度までに我が国の地理的特性に適合し、かつ、複数同時制御が可能な無人機を導入するという目標を掲げている。一方で、対UAV兵器の技術進展は著しく、その能力は飛躍的に向上していくことから、残存性及び攻撃効果向上のため複数機を効果的に運用する必要性が高まっている。このため、無人アセット防衛能力強化の目標達成に資するため、複数機を効果的に運用可能な本事業に可及的速やかに着手する必要がある。</p>
	<p>◆代替手段との比較検討状況</p> <p>複数機を自律的かつ組織的に協調させて大域的な機能を実現させるマルチエージェント技術及び機体間通信機能が必須であるが、両者を併せ持つ代替手段が見当たらない。</p>
効率性	<p>これまでの先行研究で得られた技術を活用することで、システム設計及び関連試験等に関わる経費を抑制することが可能である。</p>
有効性	<p>本研究により、ハードウェアの改善によらずソフトウェアによる運用の効率化及び省人化を果たすもので新しい任務、新しい戦い方への対応が容易となり、戦闘環境の変化や技術の進展等に対しても複数UAVの効果的な運用が可能であることから常に有効性が確保可能であると見込まれる。</p>
費用及び効果	<p>本事業の実施にあたっては、先行研究の成果を活用し、経費の抑制に努める。本研究により、複数のUAVを1名で操作可能となるため、運用の効率化及び省人化に大きく寄与することができる。</p>

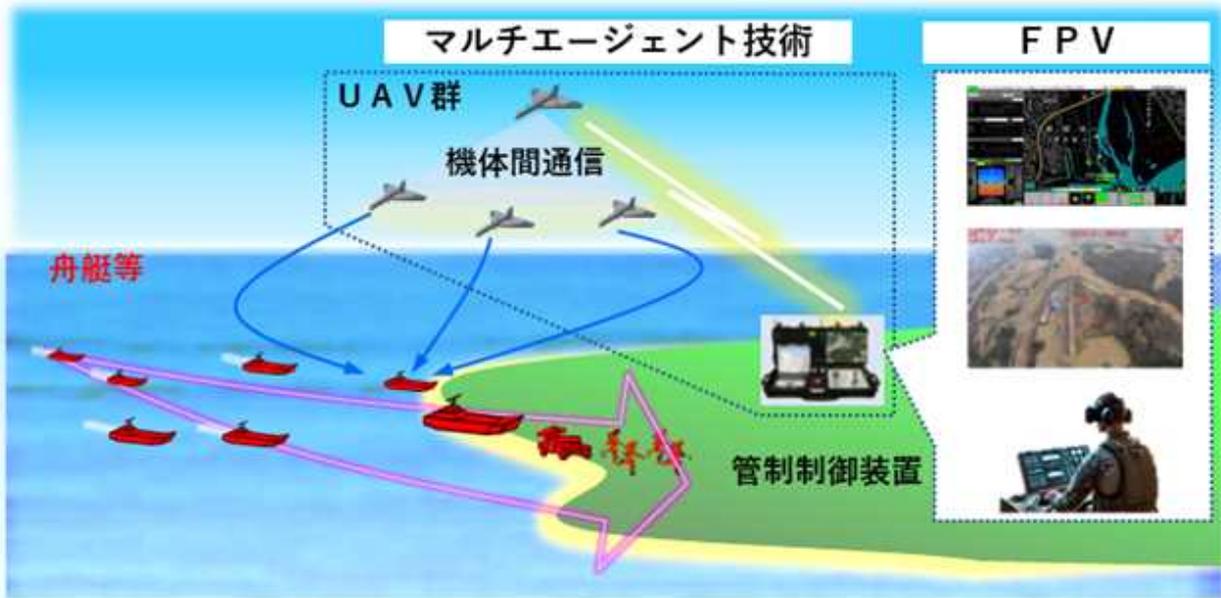
6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、運用実証型研究として部隊に早期配備して運用の検証を行う。これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での無人アセット防衛能力優越の確保を図ることができ、その結果、自衛隊の能力強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された無人アセット防衛能力に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、政策評価の観点からも本研究

に着手することは妥当であると判断する。

- 7 有識者意見
本事業の必要性等について異論はない。
- 8 政策等への反映の方向性
総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
令和8年度概算要求額：約25億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報
運用構想図



UAV : Unmanned Aerial Vehicle 無人航空機

FPV : First Person View 一人称視点

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

事業名	装備システム用サイバー侵入対処技術の研究	政策体系上の位置付け
		領域横断作戦能力 指揮統制・情報関連機能
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 防衛省・自衛隊が保有する装備システム等を標的とした高度なサイバー攻撃への防衛能力を強化するため、装備システムを保護するとともに、サイバー攻撃を検知し、装備システムの運用継続を行うための装備システム用侵入対処技術を確立する。 ○ 総事業費（予定） 約32億円（研究試作総経費） ○ 実施期間 令和8年度から令和11年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和11年度に所内試験を実施し、その成果を検証する。（所内試験のための試験研究費は別途計上する。） ○ 達成すべき目標 ア 装備システム情報保護技術の確立 イ 装備システム状態監視技術の確立 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 防衛省・自衛隊が保有する装備システム等において、情報共有のための接続が進み、侵入経路が拡大しており、システムの根幹に対して高度なサイバー攻撃が行われる可能性がある。さらに、装備システムは、その性質上、高いリアルタイム性を有している。加えて、装備システムはサイバー攻撃を受けた場合においても戦闘を継続する必要があり、サイバー攻撃発生時にもサイバー攻撃の被害拡大防止と装備システムの運用継続を両立させる必要がある。このため、装備システムの通信制約・計算機リソース制約の中でリアルタイム性を阻害することなく、装備システムの状況を安全に監視検証する仕組みを構築し、ろ獲・解析やシステムの根幹に対して高度なサイバー攻撃が行われた場合に、システムのプログラム・情報を保護し、運用継続を実現するための装備システム用サイバー侵入対処技術が必要である。 ○ 効率性 経済安全保障重要技術育成プログラム「先進的サイバー防御機能・分析能力強化」で行われるサイバーセキュリティ技術の研究成果を参考とすることで、研究経費の抑制を図る。また経済安全保障重要技術育成プログラム「先進的サイバー防御機能・分析能力強化」に参画する研究者との意見交換等により得られた知見を取り込むことにより、最新技術の装備品への適用が期待される。 ○ 有効性 「装備システム情報保護技術」及び「装備システム状態監視技術」を獲得することにより、装備システム内の情報・プログラムの保護やシステムの下位層へのサイバー攻撃に対応が可能となり、装備システムのセキュリティ強化が図られ、運用継続が可能となる。また、実施にあたっては、装備システムのろ獲や高度なサイバー攻撃に対応したサイバー攻撃対処方式に関する知見及び設計手法並びに多数の装備システムのセキュリティ状況を統合的に管理・認証する仕組みの構築に関する知見を取得する。これらの知見については、RMF（※）に準拠した形式で整理し、以後の各種装備システム等の設計や構想検討に効果がある。 ※ RMF：Risk Management Framework ○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。また、獲得した技術により、装備システム内の情報・プログラムの保護やシステムの下位層へのサイバー攻撃への対応が可能となり、各種装備システムのセキュリティ強化に寄与する効果がある。 	

総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢の確立と抗堪性のあるネットワーク構築を図ることができ、その結果、指揮統制・情報関連機能の強化に資することが見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立し、抗堪性のあるネットワークを構築し、指揮統制・情報関連機能の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された領域横断作戦能力及び 指揮統制・情報関連機能に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

1 事業名
装備システム用サイバー侵入対処技術の研究

2 政策体系上の位置付け

(1) 施策名：領域横断作戦能力
指揮統制・情報関連機能

(2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 4 領域横断作戦能力 (2) (略) 2027年度までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立（略） (4) 宇宙・サイバー・電磁波の領域において、相手方の利用を妨げ、又は無力化するために必要な能力を拡充していく。 5 指揮統制・情報関連機能 (略) リアルタイム性・抗たん性・柔軟性のあるネットワークを構築し、迅速・確実なISR T（※1）の実現を含む領域横断的な観点から、指揮統制・情報関連機能の強化を図る。 (略) ※1 ISR T: Intelligence, Surveillance Reconnaissance and Targeting
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 領域横断作戦能力 (2) 政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されることを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ（中略）サイバー攻撃を受けている状況下において、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全し、自衛隊の任務遂行を保證できる態勢を確立（略） 5 指揮統制・情報関連機能 (1) 指揮統制機能の強化 迅速・確実な指揮統制を行うため、抗たん性のある通信、システム・ネットワーク及びデータ基盤を構築（略）

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

防衛省・自衛隊が保有する装備システム等を標的とした高度なサイバー攻撃への防衛能力を強化するため、装備システムを保護するとともに、サイバー攻撃を検知し、装備システムの運用継続を行うための装備システム用侵入対処技術を確立する。

(2) 総事業費（予定）

約32億円（研究試作総経費）

(3) 実施期間

令和8年度から令和11年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和11年度に所内試験を実施し、その成果を検証する。（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）

年度	令和8	9	10	11
内 実 容 施		本事業（研究試作）		
				所内試験

実施線表

(4) 達成すべき目標

ア 装備システム情報保護技術の確立

計算機や通信環境等の装備システムの特徴を考慮し、秘匿すべきプログラム・情報を保護できる技術を確立する。

イ 装備システム状態監視技術の確立

計算機や通信環境等の装備システムの特徴を考慮し、ファームウェア等のシステム下位層へのサイバー攻撃を監視・検証できる技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 防衛省・自衛隊が保有する装備システム等において、情報共有のための接続が進み、侵入経路が拡大しており、システムの根幹に対して高度なサイバー攻撃が行われる可能性がある。さらに、装備システムは、その性質上、高いリアルタイム性を有している。加えて、装備システムはサイバー攻撃を受けた場合においても戦闘を継続する必要があり、サイバー攻撃発生時にもサイバー攻撃の被害拡大防止と装備システムの運用継続を両立させる必要がある。このため、装備システムの通信制約・計算機リソース制約の中でリアルタイム性を阻害することなく、装備システムの状態を安全に監視検証する仕組みを構築し、ろ獲・解析やシステムの根幹に対して高度なサイバー攻撃が行われた場合に、システムのプログラム・情報を保護し、運用継続を実現するための装備システム用サイバー侵入対処技術が必要である。
	◆当該年度から実施する必要性 本研究の成果は、装備システム等の防衛省・自衛隊のシステムの設計等に反映することを目指している。無人装備導入の検討等が進んでおり、早期に成果を提供するため、令和8年度に研究を開始しなければならない。
	◆代替手段との比較検討状況 サイバー攻撃を受けた場合、リアルタイム性制約のないシステムでは稼働を停止し処置が可能であるが防衛省・自衛隊では、稼働しながらサイバー対策が必要でありこのようなサイバー対策が可能なのは見当たらない。
効率性	経済安全保障重要技術育成プログラム「先進的サイバー防御機能・分析能力強化」で行われるサイバーセキュリティ技術の研究成果を参考とすることで、研究経費の抑制を図る。また経済安全保障重要技術育成プログラム「先進的サイバー防御機能・分析能力強化」に参画する研究者との意見交換等により得られた知見を取り込むことにより、最新技術の装備品への適用が期待される。
有効性	「装備システム情報保護技術」及び「装備システム状態監視技術」を獲得することにより、装備システム内の情報・プログラムの保護やシステムの下位層へのサイバー攻撃に対応が可能となり、装備システムのセキュリティ強化が図られ、運用継続が可能となる。また、実施にあたっては、装備システムのろ獲や高度なサイバー

	<p>攻撃に対応したサイバー攻撃対処方式に関する知見及び設計手法並びに多数の装備システムのセキュリティ状況を統合的に管理・認証する仕組みの構築に関する知見を取得する。これらの知見については、RMF(※2)に準拠した形式で整理し、以後の各種装備システム等の設計や構想検討に効果がある。</p> <p>※2 RMF : Risk Management Framework</p>
費用及び効果	<p>本事業の実施にあたっては、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。また、獲得した技術により、装備システム内の情報・プログラムの保護やシステムの下位層へのサイバー攻撃への対応が可能となり、各種装備システムのセキュリティ強化に寄与する効果がある。</p>

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢の確立と抗堪性のあるネットワーク構築を図ることができ、その結果、指揮統制・情報関連機能の強化に資することが見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立し、抗堪性のあるネットワークを構築し、指揮統制・情報関連機能の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された領域横断作戦能力及び指揮統制・情報関連機能に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

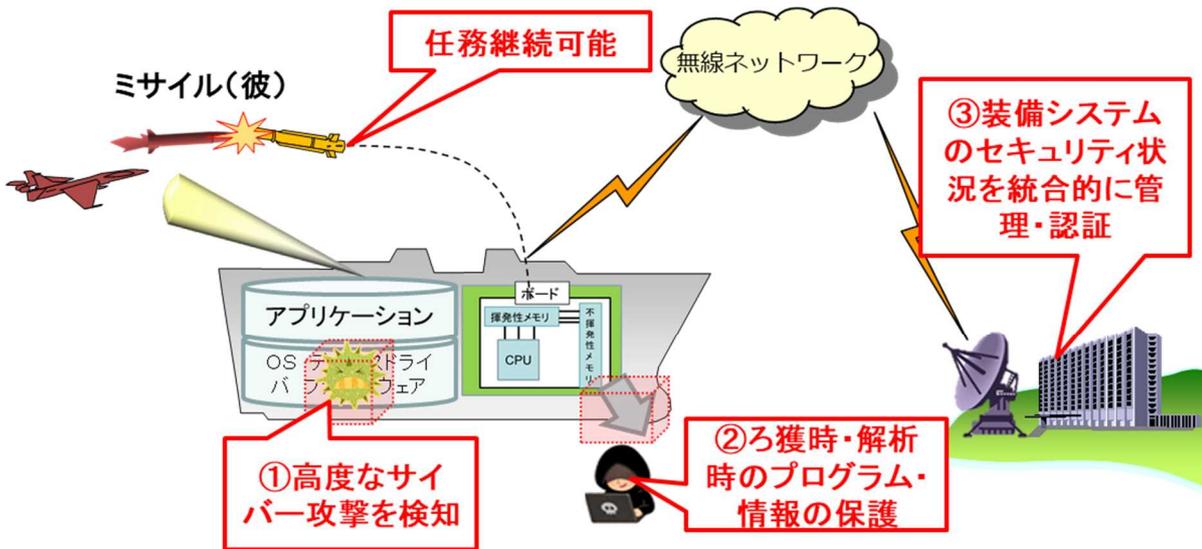
本事業の必要性等について異論はない。

8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
令和8年度概算要求額：約22億円（後年度負担額を含む。）

9 その他の参考情報

運用構想図



「通信回線制約」、「計算機リソース制約」、「リアルタイム性制約」に対応

令和 7 年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和 7 年 8 月

事業名	護衛艦電源・推進システムのエネルギー統合化の研究	政策体系上の位置付け
		領域横断作戦能力
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 近年の著しい科学技術の進展により新たな脅威となっている極超音速ミサイルや多数飛来が想定される小型無人機への対応として、現在、高速高機動目標対応レーダや艦載用レーザーシステムなどの高出力エネルギー装備品の研究開発が行われている。高出力エネルギー装備品を護衛艦で運用可能にするには、船の大型化を極限しつつ、高出力エネルギー装備品に必要な大電力を安定的かつ効率的に供給可能な新たな電源・推進システムが必要である。 これを実現するため、燃料から得られる全エネルギーを電気エネルギーに変換の上、高出力エネルギー装備品に必要な武器系に供給する電力と船の推進に必要な機関係に供給する電力を一元的に管理運用する統合エネルギーシステム（I P E S※）技術を獲得する。 ※ Integrated Power & Energy System ○ 総事業費（予定） 約 19 億円（研究総経費） ○ 実施期間 令和 8 年度から令和 10 年度まで研究委託を実施し、その成果を獲得する。 ○ 達成すべき目標 A I を活用した異種異容量発電機制御技術の獲得 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 近年の著しい科学技術の進展により新たな脅威となっている極超音速ミサイルや多数飛来が想定される小型無人機への対応として、現在、高速高機動目標対応レーダや艦載用レーザーシステムなどの高出力エネルギー装備品を護衛艦に装備することにより、電力需要が飛躍的に増加するため、I P E S の基礎技術を獲得する必要がある。 ○ 効率性 研究開発コスト抑制のため、検証には、将来の護衛艦としての統合エネルギーシステムの構成品をシミュレーション上で各デジタルモデルとしてシステム構築して評価する。高出力エネルギー装備品の運用に伴う電力変動を想定し、A I 学習を踏まえたソフトウェアによる統合電力制御の方法について検討するとともに先行研究で獲得した艦艇電源制御技術を最大限活用することにより効率化を図る。 ○ 有効性 I P E S の基礎的な技術を獲得することで、高出力エネルギー装備品が本格運用可能な、出力密度が高くかつ低燃費で電力供給可能な将来護衛艦の設計が可能となる。 ○ 費用及び効果 シミュレーション環境上で、条件を変更して試験を行うことで費用の抑制を図るとともに、本技術を将来護衛艦に適用することで、高出力エネルギー装備品を採用した場合においても船体規模の増加の抑制に寄与でき、効果は高いと見込まれる。 	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、領域横断作戦能力の確保を図ることができ、その結果、我が国の領域横断作戦能力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載され</p>	

	た領域横断作戦能力の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

1 事業名
護衛艦電源・推進システムのエネルギー統合化の研究

2 政策体系上の位置付け
(1) 施策名：領域横断作戦能力

(2) 関係する計画等

名 称 (年月日)	記載内容 (抜粋)
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 4 領域横断作戦能力 (5) (略) 先進的な技術を積極的に活用し、(略) 新型護衛艦の導入(略)を進めるなど、抜本的に強化していく。
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 領域横断作戦能力 (4) 陸・海・空の領域における能力 (略) 各自衛隊において、装備品等の取得及び能力向上等を加速し、領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化する。先進的な技術を積極的に活用し、各自衛隊の装備品等を着実に整備する。(略)

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

近年の著しい科学技術の進展により新たな脅威となっている極超音速ミサイルや多数飛来が想定される小型無人機への対応として、現在、高速高機動目標対応レーダや艦載用レーザーシステムなどの高出力エネルギー装備品の研究開発が行われている。高出力エネルギー装備品を護衛艦で運用可能にするには、船の大型化を局限しつつ、高出力エネルギー装備品に必要な大電力を安定的かつ効率的に供給可能な新たな電源・推進システムが必要である。

これを実現するため、燃料から得られる全エネルギーを電気エネルギーに変換の上、高出力エネルギー装備品に必要な武器系に供給する電力と船の推進に必要な機関係に供給する電力を一元的に管理運用する統合エネルギーシステム（I P E S※）技術を獲得する。

※ Integrated Power & Energy System

(2) 総事業費（予定）
約19億円（研究総経費）

(3) 実施期間
令和8年度から令和10年度まで研究委託を実施し、その成果を獲得する。

年度	令和8	9	10
実施内容		本事業	

実施線表

(4) 達成すべき目標

A I を活用した異種異容量発電機制御技術の獲得

従来、運用に即して複数の異種異容量の発電機を切り換えて使用しているところ、これらの発電機で高出力エネルギー装備品を運用可能とするために、A I を活用して運用に合わせて適切に個々の異種異容量の発電機の燃料流量等と電力貯蔵供給装置（バッテリー）を制御し、これらの出力を加算し、安定的に大電力を出力できる技術を獲得する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、概算要求のための省内検討・調整をもって評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、委託した民間企業による成果報告会及び成果報告書により実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	<p>◆当該事業を行う必要性 近年の著しい科学技術の進展により新たな脅威となっている極超音速ミサイルや多数飛来が想定される小型無人機への対応として、現在、高速高機動目標対応レーダや艦載用レーザーシステムなどの高出力エネルギー装備品を護衛艦に装備することにより、電力需要が飛躍的に増加するため、I P E Sの基礎技術を獲得する必要がある。</p>
	<p>◆当該年度から実施する必要性 本研究は将来護衛艦のI P E S技術の創製に向けて、限られた艦内容積の中で、従来護衛艦の能力を確保しつつ高出力エネルギー装備品を運用する際に必要な技術であり、令和13年度までに建造が見込まれる将来護衛艦に反映させるためには、令和8年度に着手する必要がある。</p>
	<p>◆代替手段との比較検討状況 諸外国において、エネルギーを効率的に運用するため、推進装置の機械エネルギーと艦内の電気エネルギーを一体的に運用するエネルギーの統合化に関する研究、採用例がある一方、高出力エネルギー装備品を安定運用するため、電力貯蔵供給装置とAIによる統合電力制御を使う試みは我が国が初めてである。ここで今回の研究は、今後の防衛特有の技術である高出力エネルギー装備品の運用のためのキー技術となるため、防衛省で当該技術を育成する必要がある。</p>
効率性	<p>研究開発コスト抑制のため、検証には、将来の護衛艦としての統合エネルギーシステムの構成品をシミュレーション上で各デジタルモデルとしてシステム構築して評価する。高出力エネルギー装備品の運用に伴う電力変動を想定し、AI学習を踏まえたソフトウェアによる統合電力制御の方法について検討するとともに先行研究で獲得した艦艇電源制御技術を最大限活用することにより効率化を図る。</p>
有効性	<p>I P E Sの基礎的な技術を獲得することで、高出力エネルギー装備品が本格運用可能な、出力密度が高くかつ低燃費で電力供給可能な将来護衛艦の設計が可能となる。</p>
費用及び効果	<p>シミュレーション環境上で、条件を変更して試験を行うことで費用の抑制を図るとともに、本技術を将来護衛艦に適用することで、高出力エネルギー装備品を採用した場合においても船体規模の増加の抑制に寄与でき、効果は高いと見込まれる。</p>

6 総合的評価

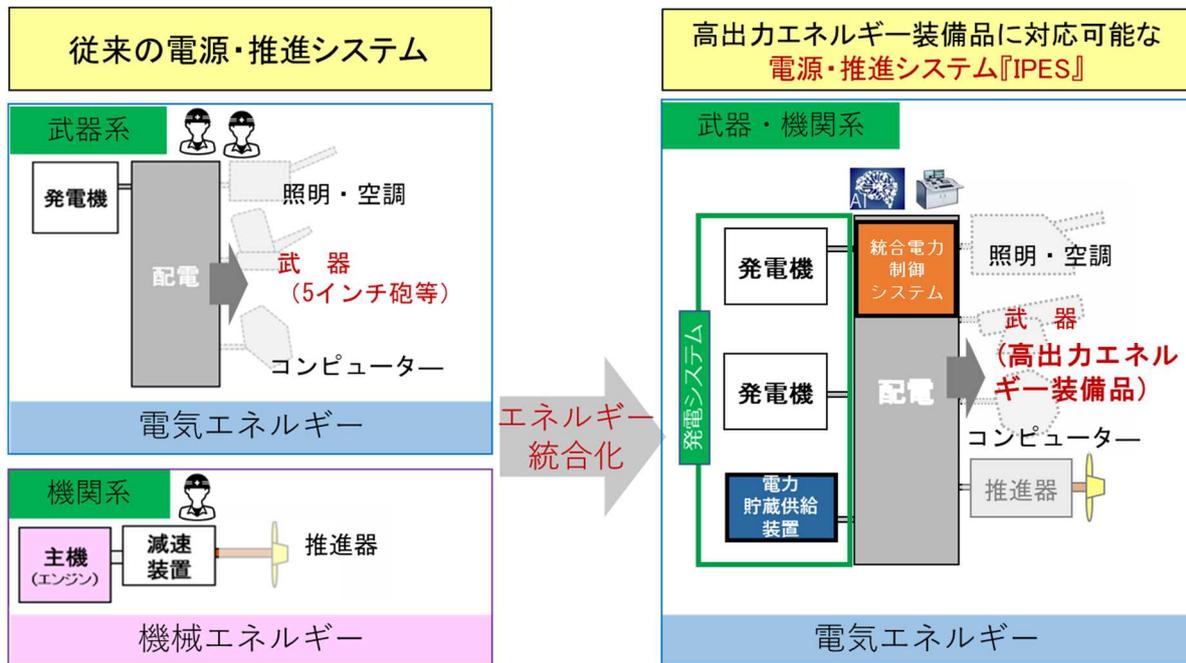
本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、領域横断作戦能力の確保を図ることができ、その結果、我が国の領域横断作戦能力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された領域横断作戦能力の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

本事業の必要性等について異論はない。

- 8 政策等への反映の方向性
 総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
 令和8年度概算要求額：約19億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報
 運用構想図



令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

事業名	将来衛星技術の宇宙空間での技術実証に関する研究	政策体系上の位置付け
		スタンド・オフ防衛能力 領域横断作戦能力
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 本事業は、将来の宇宙領域における防衛能力強化に向けて、(1)即応型マルチミッション実証衛星の衛星ミッション部の仮作、(2)宇宙領域の活用に必要な共通キー技術の先行実証に向けた衛星の打上げ、(3)機動対応宇宙システム実証機の軌道上運用を行うものである。 ○ 総事業費（予定） 約40億円（研究総経費） ○ 実施期間 令和8年度から令和12年度にかけて、(1)即応型マルチミッション実証衛星の衛星ミッション部の仮作、(2)宇宙領域の活用に必要な共通キー技術の先行実証に向けた衛星の打上げ、(3)機動対応宇宙システム実証機の軌道上運用を行う。（即応型マルチミッション実証衛星等の軌道上実証のための費用は別途計上する。） ○ 達成すべき目標 ア 即応型マルチミッション実証衛星の衛星ミッション部の仮作 イ 宇宙領域の活用に必要な共通キー技術の先行実証に向けた衛星の打上げ ウ 機動対応宇宙システム実証機の軌道上運用 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 宇宙空間における脅威・リスクが急激に拡大する中、防衛省・自衛隊として宇宙空間の利用を確保するためには、宇宙領域における防衛能力を継続的に強化していく必要がある。防衛省・自衛隊が運用する宇宙アセットの能力向上を図っていくためには、能力向上にかかる新規技術の適用可能性を確認するための宇宙空間での技術実証が不可欠であり、本事業を通じて獲得する技術は、宇宙アセットの抗堪性確保や衛星防護等に必要な重要技術である。 ○ 効率性 本事業の実施にあたっては、民生技術の活用を目指す。 ○ 有効性 宇宙アセットの抗堪性確保や衛星防護等に関する技術を獲得し、将来の宇宙アセットの能力向上を遅滞なく実行することで、宇宙領域における防衛能力の継続的な強化に資する。 ○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、民生技術の活用を目指し、経費の抑制に努める。 また、本事業の成果により、将来宇宙アセットの研究に遅滞なくつなげていくことができる。 	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた技術の確立が見込まれる。これらの成果については、軌道上実証により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、領域横断作戦能力の向上を含む我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載されたスタンド・オフ防衛能力及び領域横断作戦能力に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本事業に着手することは妥当であると判断する。</p>	
有識者意見	<p>本事業の必要性等について異論はない。</p>	

政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
-------------	---------------------------

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官
評価実施時期：令和7年8月

1 事業名
将来衛星技術の宇宙空間での技術実証に関する研究

2 政策体系上の位置付け
(1) 施策名：スタンド・オフ防衛能力
領域横断作戦能力

(2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	<p>IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力</p> <p>1 スタンド・オフ防衛能力 （略）スタンド・オフ防衛能力に不可欠な、艦艇や上陸部隊等に関する正確な目標情報を継続的に収集し、リアルタイムに伝達し得る指揮統制に係る能力を保有する。対処実施後の成果の評価も含む情報分析能力や、情報ネットワークの抗たん性・冗長性も併せて保有する。</p> <p>4 領域横断作戦能力 (1) （略）宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、地表及び衛星からの監視能力を整備し、宇宙領域把握（SDA）体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように宇宙アセットの抗たん性強化に取り組む。（略）</p>
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	<p>II 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>1 スタンド・オフ防衛能力 （略）スタンド・オフ防衛能力の実効性確保のため、目標情報の一層効果的な収集を行う観点から、衛星コンステレーションを活用した画像情報等の取得や無人機（UAV）、目標観測弾の整備等を行い、情報収集・分析機能及び指揮統制機能を強化する。（略）</p> <p>4 領域横断作戦能力 (1) 宇宙領域における能力 スタンド・オフ・ミサイルの運用を始めとする領域横断作戦能力を向上させるため、宇宙領域を活用した情報収集、通信等の各種能力を一層向上させる。（略）</p>

3 事業の概要等

(1) 事業の概要
本事業は、将来の宇宙領域における防衛能力強化に向けて、(1)即応型マルチミッション実証衛星の衛星ミッション部の仮作、(2)宇宙領域の活用に必要な共通キー技術の先行実証に向けた衛星の打上げ、(3)機動対応宇宙システム実証機の軌道上運用を行うものである。

(2) 総事業費（予定）
約40億円（研究総経費）

(3) 実施期間
令和8年度から令和12年度にかけて、(1)即応型マルチミッション実証衛星の衛星ミッション部の仮作、(2)宇宙領域の活用に必要な共通キー技術の先行実証に向けた衛星の打上げ、(3)機動対応宇宙システム実証機の軌道上運用を行う。（即応型マルチミッション実証衛星等の軌道上実証のための費用は別途計上する。）

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた技術の確立が見込まれる。これらの成果については、軌道上実証により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、領域横断作戦能力の向上を含む我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載されたスタンド・オフ防衛能力及び領域横断作戦能力に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本事業に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

本事業の必要性等について異論はない。

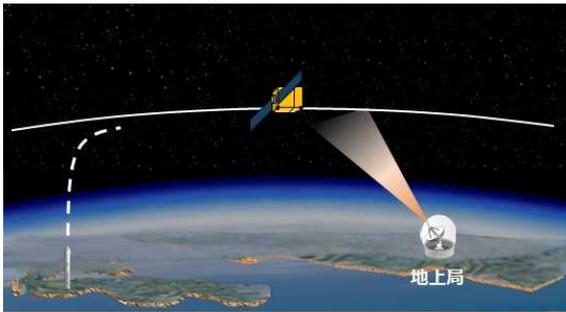
8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
令和8年度概算要求額：約2億円（後年度負担額を含む。）

9 その他の参考情報

運用構想図

○ 即応型マルチミッション実証衛星の衛星ミッション部の仮作



即応型マルチミッション実証衛星のイメージ

● 実証内容

光学、赤外、通信等をモジュール化・共通インタフェース化しマルチミッション対応とし、即応的に打上げ、チェックアウトが可能な衛星の実証

○ 宇宙領域の活用に必要な共通キー技術の先行実証に向けた衛星の打上げ



共通キー技術の実証のイメージ

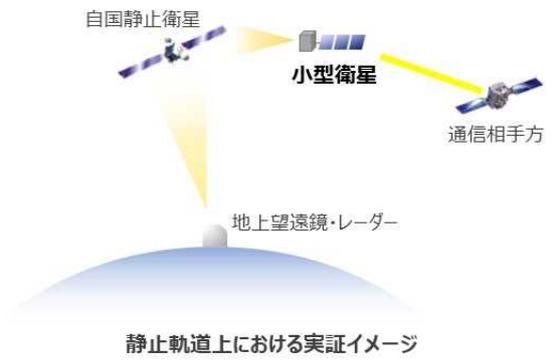
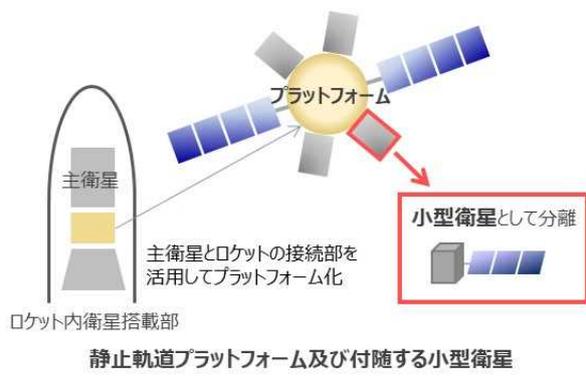
実証内容①オンボードデータ処理

小型衛星で取得したSARデータを衛星上（オンボード）でAIを活用してリアルタイムに画像化などの処理を行う

実証内容②光通信によるデータ伝送

光通信を活用し、取得・処理したデータを他の衛星に高速で伝送

○ 機動対応宇宙システム実証機の軌道上運用



令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名： 防衛装備庁プロジェクト管理部
 事業監理官（宇宙・地上装備担当）
 評価実施時期： 令和7年8月

事業名	移動通信基盤構成装置の開発	政策体系上の位置付け
		指揮統制・情報関連機能
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の概要 野外通信システム等の後継として、方面隊、師団等に装備し、第一線部隊から司令部等までの間において、広域機動・分散展開する部隊の指揮統制、情報共有等の基盤となる長距離、大容量、低遅延かつ多層的な通信を構成するとともに、通信諸元の自動制御等によりネットワークの抗堪性を向上させるための移動通信基盤構成装置を開発する。 ○ 総事業費（予定） 約223億円（開発試作総経費） ○ 実施期間 令和8年度から令和11年度まで開発試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和11年度から令和12年度まで技術試験と実用試験を実施する（技術試験費は別途計上する。）。 ○ 達成すべき目標 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通信速度 防衛用通信規格及び民間通信規格を併用して高速・大容量・多数同時接続の通信回線を構成できること。 ◆ 通信距離 多重無線通信等により長距離の見通し内・外通信ができること。 ◆ 遅延保証 最適な通信経路選定により遅延・ゆらぎへの対応を保証しつつ低遅延のデータ伝送ができること。 ◆ 通信諸元自律制御機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の環境及び計画に基づく部隊等の状況に応じ、通信諸元を自動的に選択し、ネットワークを構成できること。 ・ 妨害等による回線障害の発生時、周囲の電磁波環境に応じた自律的な処置により、迅速に通信を復旧できること。 	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要性 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該事業を行う必要性 将来の戦い方を成立させるため、第一線部隊から司令部等までの間において、長距離・高速大容量・低遅延通信を一体的かつ多層的なネットワークにより確保し得る移動通信基盤構成装置が必要である。 ◆ 当該年度から実施する必要性 防衛力整備計画において、指揮統制・情報関連機能（指揮統制機能の強化）が主要事業に位置付けられており、陸上自衛隊の自律的な作戦遂行能力を強化する将来指揮統制システムを整備することとしている。将来指揮統制システムの機能を発揮するために必要なネットワークを実現するため、移動通信基盤構成装置が必要である。 将来指揮統制システムを整備に併せて移動通信基盤構成装置を配備するため、令和8年度からの事業着手が必要である。 ◆ 代替手段との比較検討状況 検討した結果、要求を満たすものがないため、開発することが最良である。 ○ 効率性 構成品の共通化による管理コストの低減を図り開発コストの抑制を図るとともに、ネットワークを利用したソフトウェアの更新により時間短縮及びコスト低減を図り、ライフサイクルコストを抑制できる見込みである。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効性 本事業を実施することにより、高速・大容量・多数同時接続の通信回線の構成や、長距離の見通し内・外通信、低遅延のデータ伝送、ネットワークの自律的な構成・再構成等が可能になることで、あらゆる状況下においても常続不断の通信を確保することができる。 ○ 費用及び効果 構成品の共通化による管理コストの低減を図り開発コストの抑制を図るとともに、ネットワークを利用したソフトウェアの更新により時間短縮及びコスト低減を図り、ライフサイクルコストを抑制していく予定である。 また、国内で開発・生産技術を保有することにより、防衛生産・技術基盤の維持・強化に寄与する。
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、第一線部隊から司令部等までの間において、長距離・高速大容量・低遅延通信を一体的かつ多層的なネットワークにより確保することが可能となることは、将来の戦い方の成立に寄与するものであり、必要性が認められる。また、本事業により上記「事業の概要等」の「達成すべき目標」で述べた技術の確立が見込まれる。当該技術の確立に係る成果については、試作及び技術試験により検証し、当該検証の結果が得られた場合には、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。当該成果は自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものである。</p> <p>以上の点から、本事業は自衛隊の運用ニーズや政策体系上の位置付けと一致しており、いずれの政策評価の観点からも適切であると評価できることから、本事業に着手することは妥当であると判断する。</p>
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。

令和7年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部
 事業監理官（宇宙・地上装備担当）
 評価実施時期：令和7年8月

- 1 事業名
移動通信基盤構成装置の開発
- 2 政策体系上の位置付け
 - (1) 施策名：指揮統制・情報関連機能
 - (2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 5 指揮統制・情報関連機能 今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していく状況において、戦いを制するためには、各級指揮官の適切な意思決定を相手方よりも迅速かつ的確に行い、意思決定の優越を確保する必要がある。このため、AIの導入等を含め、リアルタイム性・抗たん性・柔軟性のあるネットワークを構築し、迅速・確実なISRの実現を含む領域横断的な観点から、指揮統制・情報関連機能の強化を図る。
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 指揮統制・情報関連機能 (1) 指揮統制機能の強化 迅速・確実な指揮統制を行うため、抗たん性のある通信、システム・ネットワーク及びデータ基盤を構築し（略）各種能力を統合的に運用するため、リアルタイムに指揮統制を行う態勢を概成する（略）。また、陸上自衛隊の自律的な作戦遂行能力を強化する将来指揮統制システムの整備（略）を行う。

- 3 事業の概要等
 - (1) 事業の概要
 野外通信システム等の後継として、方面隊、師団等に装備し、第一線部隊から司令部等までの間において、広域機動・分散展開する部隊の指揮統制、情報共有等の基盤となる長距離、大容量、低遅延かつ多層的な通信を構成するとともに、通信諸元の自動制御等によりネットワークの抗堪性を向上させるための移動通信基盤構成装置を開発する。
 - (2) 総事業費（予定）
約223億円（開発試作総経費）
 - (3) 実施期間
令和8年度から令和11年度まで開発試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和11年度から令和12年度まで技術試験と実用試験を実施する（技術試験費は別途計上する。）。

年度	令和8	9	10	11	12
実施内容		本事業	(開発試作)		
	←			→	
				←	→
				技術・実用試験	

(4) 達成すべき目標

ア 通信速度

防衛用通信規格及び民間通信規格を併用して高速・大容量・多数同時接続の通信回線を構成できること。

イ 通信距離

多重無線通信等により長距離の見通し内・外通信ができること。

ウ 遅延保証

最適な通信経路選定により遅延・ゆらぎへの対応を保証しつつ低遅延のデータ伝送ができること。

エ 通信諸元自律制御機能

(ア) 周囲の環境及び計画に基づく部隊等の状況に応じ、通信諸元を自動的に選択し、ネットワークを構成できること。

(イ) 妨害等による回線障害の発生時、周囲の電磁波環境に応じた自律的な処置により、迅速に通信を復旧できること。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 将来の戦い方を成立させるため、第一線部隊から司令部等までの間において、長距離・高速大容量・低遅延通信を一体的かつ多層的なネットワークにより確保し得る移動通信基盤構成装置が必要である。
	◆当該年度から実施する必要性 防衛力整備計画において、指揮統制・情報関連機能（指揮統制機能の強化）が主要事業に位置付けられており、陸上自衛隊の自律的な作戦遂行能力を強化する将来指揮統制システムを整備することとしている。将来指揮統制システムの機能を発揮するために必要なネットワークを実現するため、移動通信基盤構成装置が必要である。 将来指揮統制システムを整備に併せて移動通信基盤構成装置を配備するため、令和8年度からの事業着手が必要である。
	◆代替手段との比較検討状況 検討した結果、要求を満たすものがないため、開発することが最良である。
効率性	構成品の共通化による管理コストの低減を図り開発コストの抑制を図るとともに、ネットワークを利用したソフトウェアの更新により時間短縮及びコスト低減を図り、ライフサイクルコストを抑制できる見込みである。
有効性	本事業を実施することにより、高速・大容量・多数同時接続の通信回線の構成や、長距離の見通し内・外通信、低遅延のデータ伝送、ネットワークの自律的な構成・再構成等が可能になることで、あらゆる状況下においても常続不断の通信を確保することができる。
費用及び効果	構成品の共通化による管理コストの低減を図り開発コストの抑制を図るとともに、ネットワークを利用したソフトウェアの更新により時間短縮及びコスト低減を図り、ライフサイクルコストを抑制していく予定である。 また、国内で開発・生産技術を保有することにより、防衛生産・技術基盤の維持・強化に寄与する。

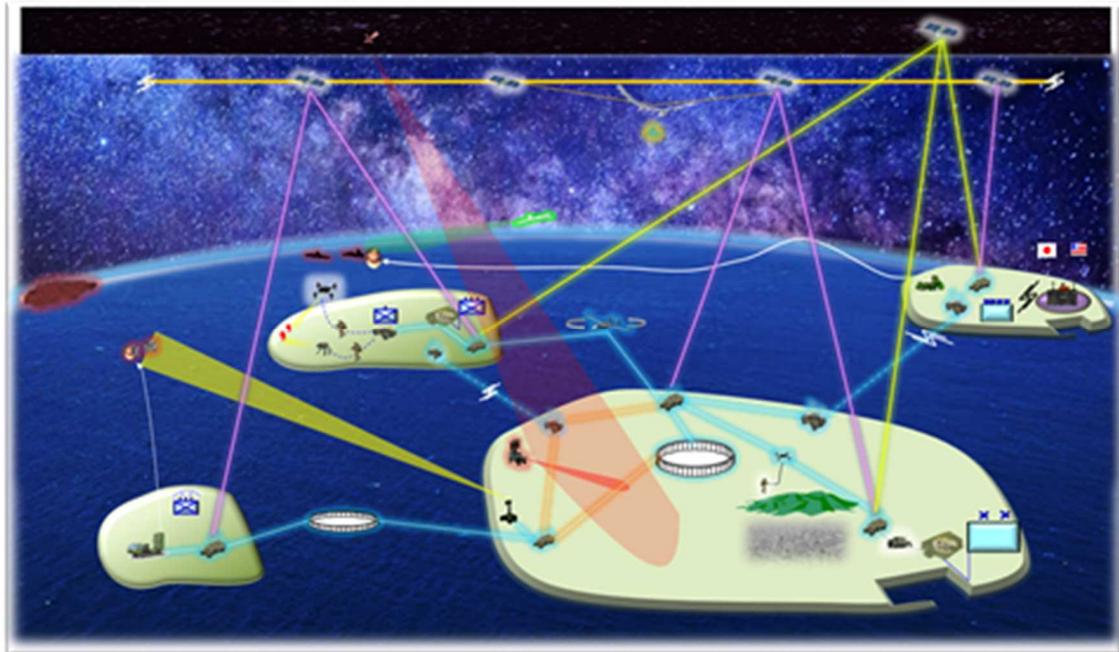
6 総合的評価

本事業を実施することにより、第一線部隊から司令部等までの間において、長距離・高速大容量・低遅延通信を一体的かつ多層的なネットワークにより確保することが可能となることは、将来の戦い方の成立に寄与するものであり、必要性が認められる。また、本事業により上記第3項

第4号で述べた技術の確立が見込まれる。当該技術の確立に係る成果については、試作及び技術試験により検証し、当該検証の結果が得られた場合には、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。当該成果は自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものである。

以上の点から、本事業は自衛隊の運用ニーズや政策体系上の位置付けと一致しており、いずれの政策評価の観点からも適切であると評価できることから、本事業に着手することは妥当であると判断する。

- 7 有識者意見
本事業の必要性等について異論はない。
- 8 政策等への反映の方向性
総合的評価を踏まえ、令和8年度概算要求を実施する。
令和8年度概算要求額：約40億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報
運用構想図



複数の通信手段を整理統合し、長距離、大容量、低遅延かつ多層的な通信を構成するとともに、ネットワークの抗堪性向上を実現

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>租税特別措置等の内容</p> <p>1 概要</p> <p>防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>2 控除の内容</p> <p>事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の70%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税される等の特例措置である。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>(法人税)</p> <p>措置の適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。</p> <p>(所得税)</p> <p>措置の適用期限を3年間延長し、令和11年12月31日までとする。</p>

		《関係条項》 (法人税)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7、 第65条の8、第65条の9 (所得税)同法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
5	担当部局	防衛省地方協力局地域社会協力総括課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和4年度～10年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 昭和50年度 延長(5年間) 昭和55年度 延長(5年間) 昭和60年度 延長(5年間) 縮減(圧縮割合を80%に引下げ) 平成2年度 延長(1年間) 平成3年度 延長(5年間) 平成8年度 延長(5年間) 平成13年度 延長(5年間) 平成18年度 延長(5年間) 平成23年度 延長(3年間) 平成26年度 延長(3年間) ・ 環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。 ・ 土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。 平成29年度 延長(3年間) 令和2年度 延長(3年間) 縮減(圧縮割合を70%に引下げ) 令和5年度 延長(3年間)
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税)令和8年4月1日～11年3月31日 (所得税)令和9年1月1日～11年12月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。
		《政策目的の根拠》 1 環境整備法第1条及び第5条 2 国家防衛戦略について(令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲ第1項(2) 3 防衛力整備計画について (令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅵ第3項 別紙第1参照

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>別紙第2参照</p> <p>基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を收拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（我が国の防衛力の抜本的強化、国全体の防衛体制の強化）</p> <p>防衛力を支える要素</p> <p>施策：地域コミュニティとの連携</p>																																																																			
	<p>③ 租税特別措置等により達成しようとする目標</p>	<p>航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5haに対し移転等を実施する。</p>																																																																			
	<p>④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</p>	<p>本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>																																																																			
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>○適用件数</p> <table border="1" data-bbox="595 1440 1414 1789"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="8">年度</th> </tr> <tr> <th>令和4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法人税</td> <td>件数(件)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>0.008</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> <td>2.4</td> <td>0.1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得税</td> <td>件数(件)</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>47</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>2.8</td> <td>2.2</td> <td>4.4</td> <td>23</td> <td>9</td> <td>6.6</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】</p> <p>1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3-1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3-4～7参照</p>	区分		年度								令和4	5	6	7	8	9	10	法人税	件数(件)	1	0	8	8	4	2	0	建物(戸)	1	0	5	5	3	2	0	土地(ha)	0.008	0	0.3	0.9	2.4	0.1	0	所得税	件数(件)	22	16	15	47	35	27	2	建物(戸)	15	27	3	8	4	3	0	土地(ha)	2.8	2.2	4.4	23	9	6.6	0.5
区分		年度																																																																			
		令和4	5	6	7	8	9	10																																																													
法人税	件数(件)	1	0	8	8	4	2	0																																																													
	建物(戸)	1	0	5	5	3	2	0																																																													
	土地(ha)	0.008	0	0.3	0.9	2.4	0.1	0																																																													
所得税	件数(件)	22	16	15	47	35	27	2																																																													
	建物(戸)	15	27	3	8	4	3	0																																																													
	土地(ha)	2.8	2.2	4.4	23	9	6.6	0.5																																																													

	②: 適用額	<p>○適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="603 264 1401 461"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>227</td> <td>707</td> <td>222</td> <td>195</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>512</td> <td>511</td> <td>273</td> <td>945</td> <td>531</td> <td>932</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】</p> <p>1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3-1~3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3-4~7参照</p>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	法人税	12	0	227	707	222	195	0	所得税	512	511	273	945	531	932	158																
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																			
法人税	12	0	227	707	222	195	0																																			
所得税	512	511	273	945	531	932	158																																			
	③: 減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="593 719 1401 992"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>53</td> <td>164</td> <td>52</td> <td>45</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>67</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>41</td> <td>142</td> <td>80</td> <td>140</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】</p> <p>1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3-1~3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3-4~7参照 4 課税の繰り延べであるため、期間全体を通せば減収とはならない</p>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	法人税	3	0	53	164	52	45	0	法人住民税	0	0	4	11	4	3	0	法人事業税	1	0	22	67	22	19	0	所得税	77	77	41	142	80	140	24
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																			
法人税	3	0	53	164	52	45	0																																			
法人住民税	0	0	4	11	4	3	0																																			
法人事業税	1	0	22	67	22	19	0																																			
所得税	77	77	41	142	80	140	24																																			
	④: 効果	<p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="593 1272 1401 1447"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物(戸)</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土地(ha)</td> <td>8.6</td> <td>6.7</td> <td>7.1</td> <td>23.9</td> <td>9.2</td> <td>6.7</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</p> <p>1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前については実績であり、別紙第4-1~3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第4-4~7参照</p> <p>○達成目標の変更理由・所期の目標達成状況</p> <p>令和5年度から令和7年度までの3年間における移転の補償等の見込みは、所期の目標51戸に対し、53戸であり、所期の目標に達した。 土地の買入れについても、所期の目標29.1haに対し、37.7haであり、所期の目標に達した。</p> <p>戸数等調査を実施した平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時(令和3年度末時点)で30.2%(107ha)に対し、令和6年度末時点では、36.6%(129.4ha)と、進捗が図られている。</p> <p>本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響</p>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	建物(戸)	27	31	9	13	7	5	0	土地(ha)	8.6	6.7	7.1	23.9	9.2	6.7	0.5																
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																			
建物(戸)	27	31	9	13	7	5	0																																			
土地(ha)	8.6	6.7	7.1	23.9	9.2	6.7	0.5																																			

に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、令和8年度から令和10年度までの3年間に令和6年度末までに要望のあった建物12戸、土地16.5haの事業用資産の移転等を実施する必要がある、本特例措置の延長を要望する。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10
建物(戸)	16	27	8	13	7	5	0
土地(ha)	2.8	2.2	4.7	23.9	9.2	6.7	0.5

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理
- 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3-1~3参照
- 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙4-4~7参照

前回政策評価を実施した令和4年度から令和6年度までの間に建物67戸、土地22.4haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。

また、移転等を実施した事業用資産のうち、本特例措置の適用数については以下のとおりであった。

- ・令和4年度
建物27戸、土地8.6haのうち、建物16戸、土地2.8ha
- ・令和5年度
建物31戸、土地6.7haのうち、建物27戸、土地2.2ha
- ・令和6年度
建物9戸、土地7.1haのうち、建物8戸、土地4.7ha

令和4年度から6年度までの間に移転の補償等を実施する建物67戸のうち76%にあたる51戸、土地22.4haのうち43%にあたる9.7haが本特例措置を適用していたため、政策効果が発現したと言える。

さらに、令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者(70%)から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。前回の政策評価(令和4年度)におけるアンケート調査においては、83%が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価(令和7年度)における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると思込まれるものである。

また、アンケートの中で、「2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため(事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用)。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。」という意見や、「事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。」「事業を継続する人には必要だと思う。」といった意見があったこと、個人・法人を問わず、事業用資産の買換え特例を利用したと回答した全ての所有者が「この制度が移転の動機の1つとなった」と回答していることから、事業用資産の買換え

		<p>特例が実際に直接移転措置の促進に寄与していることが伺える。</p> <p>なお、適用数のうち70%が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち70%にあたる建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられることから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える。</p> <p>別紙第5参照</p>
		<p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》</p> <p>また、法人の適用件数は各年度で10件未満と僅少になっているが、本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、達成目標の実現のため、少しでも進捗率を向上させていく観点からも本特例措置は必要である。</p> <p>この点について、航空機騒音障害区域で移転の希望届を提出していない事業者93者へアンケートを実施し、12者(13%)から回答があったところ、7者(59%)が「移転をする際に税の特例措置を利用したい」とのことであり、更に4者(33%)が「事業用資産の買換えの特例があることが移転の動機の1つとなる」と回答があったことから、今後、移転を考えている事業者にとって、本特例措置の継続が直接的に移転の促進に繋がるものである。</p> <p>また、今後、全国的に航空機騒音障害区域を見直していく予定であるところ、区域解除により今まで移転を留保していた事業者の移転希望増加や、新たな区域指定による新規対象事業者の増加に対し、前述のアンケート結果に見られるような、今後特例措置を利用して移転をしたいと考えている者が、移転時に特例措置がなくなったことで資金計画が立たないなどを理由に移転を断念することのないよう移転を促進させる措置として、引き続き必要であるといえる。</p> <p>別紙第5参照</p> <p>事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、航空機騒音障害区域外への移転等を容易にするため、本特例措置は必要である。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは是正する措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措</p>

			置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは困難であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		【事前評価】令和4年8月(R4防衛02)

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

2 国家防衛戦略について（令和 4 年 12 月 16 日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄）

III 我が国の防衛の基本方針

我が国の防衛の根幹である防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くという意思と能力を表すものである。

この防衛力については、我が国は戦後一貫して節度ある効率的な整備を行うものとしてきた。（中略）、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。こうした努力は、我が国一国でなし得るものではなく、同盟国・同志国等と緊密に協力・連携して実施していく必要がある。このため、本戦略において、我が国の防衛目標を明確にした上で、防衛目標を達成するためのアプローチと具体的な手段を示し、あらゆる努力を統合して実施していく必要がある。

1 我が国自身の防衛体制の強化

(2) 国全体の防衛体制の強化

ク 自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、さらには、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢

に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。

また、地方によっては、自衛隊の部隊による急患輸送や存在そのものが地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配備・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性や地元経済への寄与に配慮する。

3 防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定） （抄）

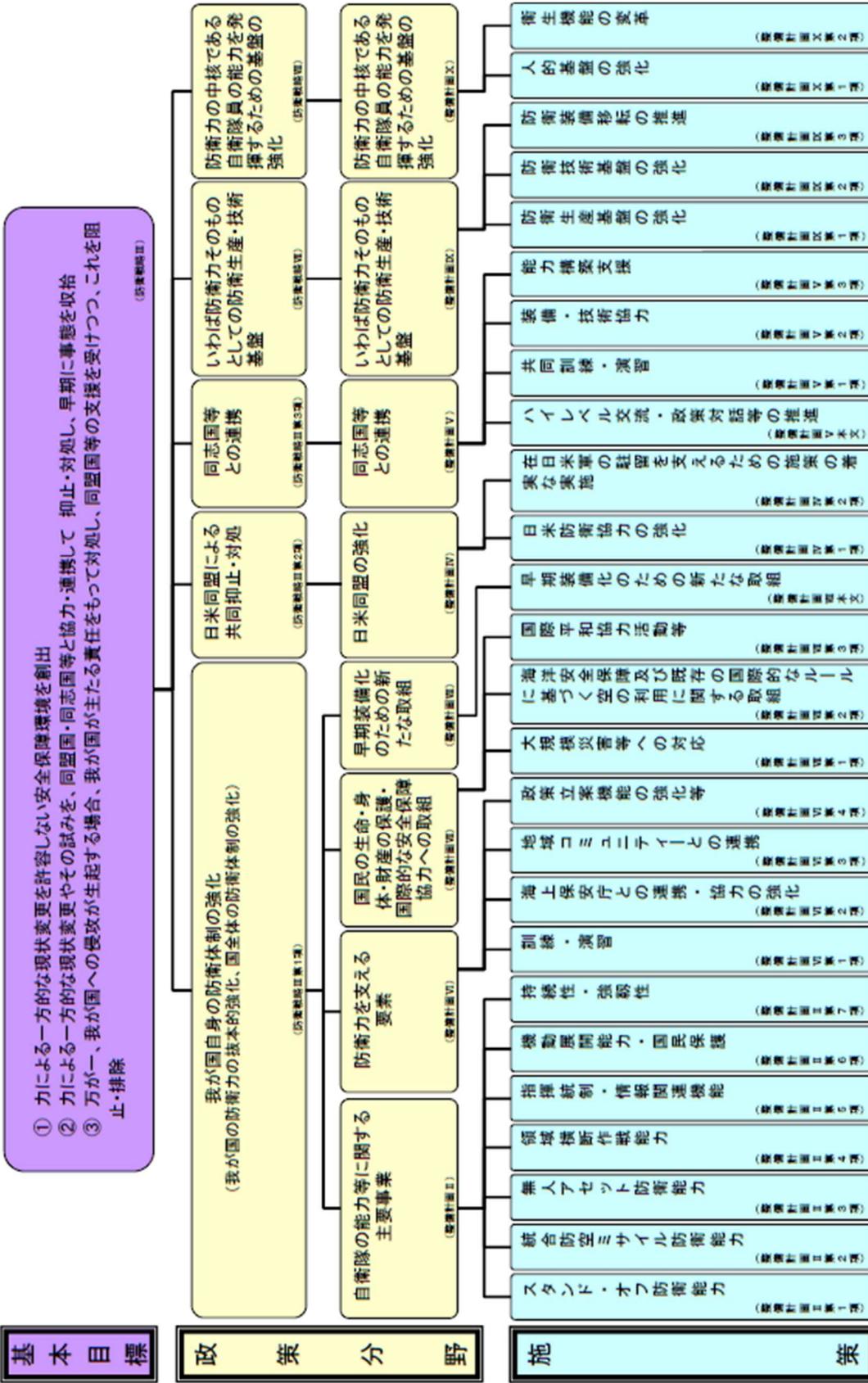
VI 防衛力を支える要素

3 地域コミュニティとの連携

自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防等の関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

防衛省の政策評価における政策体系



注1:本体系において「防衛戦略」とは、国家防衛戦略について(令和4年12月16日閣議安全保障会議決議及び閣議決定)別紙をいうものとする。
 注2:本体系において「防衛計画」とは、防衛力整備計画について(令和4年12月16日閣議安全保障会議決議及び閣議決定)別紙をいうものとする。

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和4年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1件 1戸 0.008ha		
② 法人税	1件 1戸 0.008ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条) ※適用実態調査情報では令和5年度事業として計上されていることを特定	
所得税	22件 15戸 2.8ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	12百万円		
④ 法人税	12百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	512百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	4百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	3百万円	12百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	3百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	1百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	1百万円	12百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	1百万円×37%	⑨×税率
所得税	77百万円	512百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和5年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0ha		
② 法人税	0件 0戸 0ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条) ※適用実態調査情報にて令和5年度事業として計上されている1件は、令和4年度事業として整理	
所得税	16件 27戸 2.2ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	511百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	77百万円	511百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】=減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]=適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]=減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和6年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	8件 5戸 0.3ha		
② 法人税	8件 5戸 0.3ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	15件 3戸 4.4ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	227百万円		
④ 法人税	227百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	273百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	79百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	53百万円	227百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4百万円	53百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	22百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	16百万円	227百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	6百万円	16百万円×37%	⑨×税率
所得税	41百万円	273百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費※}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 340,737 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 226,590 \text{千円} = 227 \text{百万円} \end{aligned}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

4 減収額の計算方法

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{税率}(37\%)$$

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和7年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	8件 5戸 0.9ha		
② 法人税	8件 5戸 0.9ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	47件 8戸 23ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	707百万円		
④ 法人税	707百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	945百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	242百万円、	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	164百万円	707百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	11百万円	164百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	67百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	49百万円	707百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	18百万円	49百万円×37%	⑨×税率
所得税	142百万円	945百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 1,063,372 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 707,142 \text{千円} \approx 707 \text{百万円} \end{aligned}$$

※ 取得費 = 事業用資産移転補償等予定額 × 5%

4 減収額の計算方法

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{税率}(37\%)$$

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和8年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	4件 3戸 2.4ha		
② 法人税	4件 3戸 2.4ha	令和8年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	35件 4戸 9ha	令和8年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	222百万円		
④ 法人税	222百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	531百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	78百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	52百万円	222百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4百万円	52百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	22百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	16百万円	222百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	6百万円	16百万円×37%	⑨×税率
所得税	80百万円	531百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 334,216 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 222,254 \text{千円} \approx 222 \text{百万円} \end{aligned}$$

※ 取得費 = 事業用資産移転補償等予定額 × 5%

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{税率}(37\%)$$

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和9年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2件 2戸 0.1ha		
② 法人税	2件 2戸 0.1ha	令和9年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	27件 3戸 6.6ha	令和9年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	195百万円		
④ 法人税	195百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	932百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	67百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	45百万円	195百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3百万円	45百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	19百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	14百万円	195百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	5百万円	14百万円×37%	⑨×税率
所得税	140百万円	932百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 293,790 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 195,370 \text{千円} \approx 195 \text{百万円} \end{aligned}$$

※ 取得費 = 事業用資産移転補償等予定額 × 5%

4 減収額の計算方法

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{税率}(37\%)$$

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和10年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0.0ha		
② 法人税	0件 0戸 0.0ha	令和10年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	2件 0戸 0.5ha	令和10年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	158百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	24百万円	158百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{適用額【法人税】} &= (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ &= 0 \text{千円} \times 95\% \times 70\% = 0 \text{百万円} \end{aligned}$$

※ 取得費 = 事業用資産移転補償等予定額 × 5%

4 減収額の計算方法

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{税率}(7\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{【うち事業税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(7\%)$$

$$\text{【うち特別法人事業税】} = \text{減収額【事業税】} \times \text{税率}(37\%)$$

事業用資産の移転補償等の実績（令和4年度）

令和4年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	2	578
移転希望者2	1	
移転希望者3	1	516
移転希望者4		1,046
移転希望者5		3,296
移転希望者6		832
移転希望者7	2	1,590
移転希望者8	1	
移転希望者9	1	
移転希望者10	1	
移転希望者11		887
移転希望者12		3,986
移転希望者13		2,899
移転希望者14		7,531
移転希望者15		1,899
移転希望者16		539
移転希望者17		1,903
移転希望者18		18,258
移転希望者19		2,744
移転希望者20		2,457
移転希望者21		105
移転希望者22		374
移転希望者23	1	84
移転希望者24	13	2,036
移転希望者25	1	413
移転希望者26		1,162
移転希望者27		175
移転希望者28		2,101
移転希望者29		1,411
移転希望者30		1,480
移転希望者31		1,070
移転希望者32		1,597
移転希望者33		1,210
移転希望者34		79
移転希望者35		239
移転希望者36		92
移転希望者37		51
移転希望者38		3,159
移転希望者39		29
移転希望者40		4,235
移転希望者41		334
移転希望者42		2,978
移転希望者43		314
移転希望者44		1,138
移転希望者45		979
移転希望者46		1,916
移転希望者47		605
移転希望者48		1,739
移転希望者49	1	321
移転希望者50	1	
移転希望者51	1	
移転希望者52		133
移転希望者53		
移転希望者54		478
移転希望者55		1,287
移転希望者56		585
移転希望者57		23
移転希望者58		775
合計	27	85,668

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実績（令和5年度）

令和5年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	1	1,808
移転希望者2		2,280
移転希望者3		226
移転希望者4		1,004
移転希望者5		17,842
移転希望者6		1,259
移転希望者7		2,013
移転希望者8		1,922
移転希望者9		9,558
移転希望者10		850
移転希望者11	14	226
移転希望者12	1	
移転希望者13	7	230
移転希望者14		2,240
移転希望者15		1,221
移転希望者16		583
移転希望者17		2,285
移転希望者18	1	138
移転希望者19	1	140
移転希望者20		170
移転希望者21		499
移転希望者22	1	83
移転希望者23	2	151
移転希望者24		141
移転希望者25		2,206
移転希望者26		460
移転希望者27		2,234
移転希望者28		9,654
移転希望者29		3,670
移転希望者30		1,872
移転希望者31		132
移転希望者32	1	
移転希望者33	1	
移転希望者34	1	
合計	31	67,098

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実績（令和6年度）

令和6年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		8,064
移転希望者2		13,403
移転希望者3		6,441
移転希望者4		3,792
移転希望者5		3,627
移転希望者6		3,154
移転希望者7	1	2,184
移転希望者8		149
移転希望者9	1	71
移転希望者10	1	82
移転希望者11		1,647
移転希望者12	1	90
移転希望者13	1	75
移転希望者14	1	81
移転希望者15		2,643
移転希望者16	1	99
移転希望者17		2,040
移転希望者18	1	
移転希望者19		898
移転希望者20		1,569
移転希望者21		715
移転希望者22		38
移転希望者23		2,203
移転希望者24		971
移転希望者25		5,696
移転希望者24		720
移転希望者25		4,772
移転希望者26		2,788
移転希望者27		1,524
移転希望者28		976
移転希望者29	1	
合計	9	70,512

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和7年度）

令和7年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		20,441
移転希望者2		3,000
移転希望者3		1,028
移転希望者4		1,402
移転希望者5		922
移転希望者6		14,270
移転希望者7		3,781
移転希望者8		2,164
移転希望者9		1,509
移転希望者10		4,469
移転希望者11		404
移転希望者12		5,977
移転希望者13		9,928
移転希望者14		13,628
移転希望者15		10,569
移転希望者16	6	1,884
移転希望者17	1	202
移転希望者18	1	68
移転希望者19	1	148
移転希望者20	1	1,856
移転希望者21		1,289
移転希望者22		1,379
移転希望者23		2,396
移転希望者24	1	140
移転希望者25		521
移転希望者26	1	672
移転希望者27		2,066
移転希望者28		3,644
移転希望者29		9,358
移転希望者30		2,481
移転希望者31		3,045
移転希望者32		4,713
移転希望者33		361
移転希望者34		2,337
移転希望者35		407
移転希望者36		1,295
移転希望者37		23,578
移転希望者38		7,335
移転希望者39		1,105
移転希望者40		716
移転希望者41		2,401
移転希望者42		2,862
移転希望者43		1,620
移転希望者44		10,172
移転希望者45		680
移転希望者46		1,397
移転希望者47		812
移転希望者48		1,169
移転希望者49		3,728
移転希望者50	1	
移転希望者51		9,693
移転希望者52		27,076
移転希望者52		1,680
移転希望者53		8,969
移転希望者54		310
合計	13	239,058

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

（令和7年3月末時点）

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和8年度）

令和8年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		935
移転希望者2		2,731
移転希望者3		4,364
移転希望者4	1	333
移転希望者5		517
移転希望者6		986
移転希望者7		1,116
移転希望者8		4,996
移転希望者9		2,031
移転希望者10		2,081
移転希望者11		3,079
移転希望者12		1,778
移転希望者13		4,001
移転希望者14		148
移転希望者15		191
移転希望者16		3,693
移転希望者17		446
移転希望者18		455
移転希望者19	2	1,063
移転希望者20		37
移転希望者21	1	139
移転希望者22		60
移転希望者23	1	411
移転希望者24		1,232
移転希望者25		69
移転希望者26	1	250
移転希望者27		1,525
移転希望者28		20,025
移転希望者29		5,593
移転希望者30		653
移転希望者31		3,110
移転希望者32		1,266
移転希望者33		5,461
移転希望者34		1,860
移転希望者35		3,363
移転希望者36		1,584
移転希望者37		4,659
移転希望者38		6,017
移転希望者39	1	0
合計	7	92,257

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

（令和7年3月末時点）

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和9年度）

令和9年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		2,197
移転希望者2		969
移転希望者3		12,602
移転希望者4	1	0
移転希望者5		3,588
移転希望者6		713
移転希望者7	1	301
移転希望者8	1	5,156
移転希望者9	1	271
移転希望者10	1	845
移転希望者11		2,064
移転希望者12		661
移転希望者13		5,625
移転希望者14		212
移転希望者15		2,669
移転希望者16		3,110
移転希望者17		3,774
移転希望者18		463
移転希望者19		4,624
移転希望者20		5,018
移転希望者21		722
移転希望者22		3,388
移転希望者23		821
移転希望者24		388
移転希望者25		789
移転希望者26		996
移転希望者27		5,039
移転希望者28		250
合計	5	67,254

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

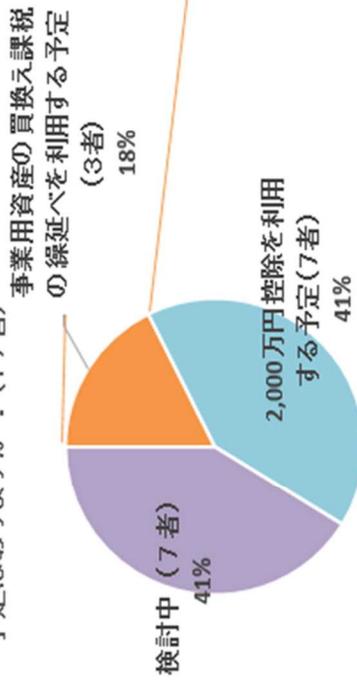
（令和7年3月末時点）

事業用資産所有者に対する移転措置事業と租税特別措置に関する調査

1. 特例措置の適用状況に関する調査(令和4年度～6年度)

- 調査対象者: 令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象者(99者)のうち事業継続予定者(17者)
- 調査方法: 対象者に対する電話での聞き取り等

問 移転に際し、税金の特例措置を利用する予定はありますか？(17者)



問 事業用資産の買換えの課税の特例があることは、移転措置事業を検討するうえで動機(きっかけ)となりましたか？(3者)

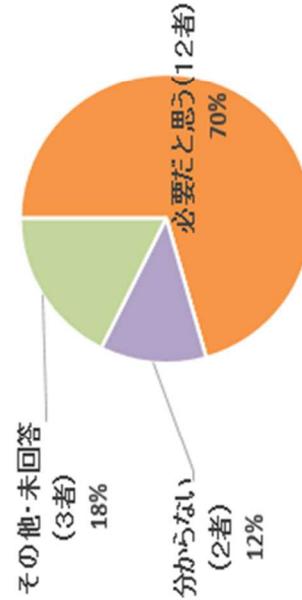


問 移転に際し、事業用資産の買換えの課税の特例は必要だと思いますか？(17者)

◎ 自由記述(回答ママ)

- 2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため(事業用資産の買換え課税の繰延べを利用)。事業用のために他に利用できない税金の特例措置がない。
- 事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。
- 事業を新しく始める為には、税金の特例措置は重要なため。
- 事業を継続する人には必要だと思う。

その他・未回答 (3者) 18%

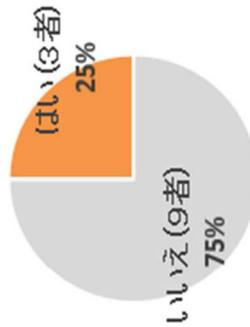


事業用資産所有者に対する移転措置事業と租税特別措置に関する調査

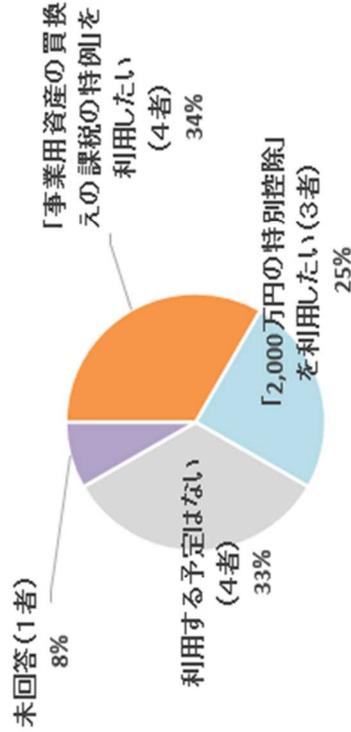
2. 移転可能性のある事業者に対する移転希望等に関する調査(令和5年度実施) ※ 法人のみ

- 調査対象者：航空機騒音障害区域内の事業用資産所有者のうち希望届未提出者93者(郵送でのアンケート可能者)
- 調査方法：対象者に対する郵送でのアンケート
- 回答率：13%(12者)

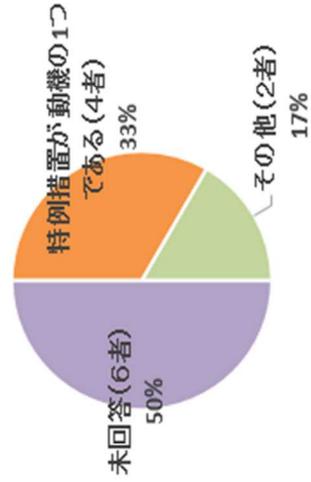
問 今後、移転の予定はありますか(12者)



問 移転する場合、税の特例措置を利用したいと思いますか。(12者)



問 「事業用資産の買換えの特例があることは、移転を検討するうえで動機(きっかけ)となりますか。(12者)



◎ 自由記述(回答ママ)

- 税の特例措置は国の責任として当然であり、一度施行したなら継続するのが国の義務と考えます。
- 現在移転の予定はないが、将来移転することになれば希望したい。(同様の回答が複数あり)

規制の事前評価書

法令案の名称：電気事業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：装備移転船舶に係る電気事業法の適用除外(第1条第1号関係)

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(艦船担当)

評価実施時期：令和7年8月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 電気事業法は、電気工作物の工事、維持及び運用を規制する法律であるが、原則として他法令により保安面の規制を受ける電氣的設備については、電気事業法施行令において、同法の電気工作物の定義に含まないものとして、規制の適用対象から除外されている。
- ・ この点、船舶安全法の適用を受ける船舶に設置される工作物については同法に基づき、また、自衛隊法において船舶安全法の適用対象から除外されている自衛隊の使用する船舶に設置される工作物については自衛隊法に基づき、安全性を確保する措置が講じられていることから、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外されている。
- ・ 今般、「防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第44号)」の成立により、自衛隊法において、装備移転(我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡等をいう。)の対象となる船舶として製造されるもの(以下「装備移転船舶」という。)について、船舶安全法の適用対象から除外し、防衛大臣が電気工作物を含む技術上の基準を定め、当該技術上の基準への適合性を検査する規定を置くこととされた。
- ・ 「防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第44号)」施行後は、自衛隊法に基づき装備移転船舶の安全性を確保する措置が講じられることとなることから、装備移転船舶に設置される工作物についても、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外することとする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 今般の自衛隊法の改正により、装備移転船舶については、船舶安全法の適用対象から除外されるほか、防衛大臣が技術上の基準を定め、当該技術上の基準への適合性を検査することとなる。
- ・ 一方、電気事業法施行令では、船舶安全法の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶に設置される工作物を電気事業法上の電気工作物の定義に含まないものとして規定しているが、今般の自衛隊法改正により装備移転船舶に設置される工作物は、このいずれにも該当しないこととなり、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外されず、同法上の電気工作物に係る規制が適用されることとなる。
- ・ この場合、防衛大臣が定める技術上の基準に従うことができず、装備移転船舶を製造することができない。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 装備移転船舶についても船舶安全法の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶と同様に、電気事業法上の電気工作物の定義に含まないものとして規定し、同法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 装備移転は、外国政府との協議等により実施に向けた検討が進むため、その件数を定量化することは困難であるが、今般の改正により、電気事業法施行令の電気工作物に係る規制の適用対象から装備移転船舶に設置される工作物を除外することで、防衛大臣が定める技術上の基準に従って、装備移転船舶を製造することが可能となる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 今般の自衛隊法の改正により、装備移転船舶について、船舶安全法の適用対象から除外することとし、電気工作物を含む技術上の基準を防衛大臣が定め、当該技術上の基準への適合性を検査する規定を置き、当該改正の施行に合わせて、電気事業法施行令の本改正を同時に施行し、電気事業法の電気工作物に係る規制の適用対象から除外することとしている。
- ・ 装備移転船舶は、これらの法令の施行前においては、船舶安全法の適用対象となり同法の遵守が求められるが、施行後においては、船舶安全法の適用対象から除外され、自衛隊法の遵守が求められることとなる。このように、装備移転船舶に設置される工作物について、電気事業法施行令改正前後のいずれの場合においても電気事業法の電気工作物には当たらず、電気事業法における電気工作物から除かれるとしても、顕在化する負担はないものと考えられる。

<行政費用>

- ・ 装備移転船舶については、電気事業法施行令改正前後のいずれの場合においても電気事業法の電気工作物には当たらず、電気事業法における電気工作物から除かれるとしても、行政費用に大きな変化はないものと考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 本政令の改正については特段の意見はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 造船事業者に対して周知等を実施。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ なし。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項なし。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 本規制案については、施行から5年後を目途に事後評価を実施することから、令和12年度までに事後評価を実施予定。